

国指定天然記念物

『奈良尾のアコウ』

保存活用計画書



令和2年3月

新上五島町教育委員会



奈良尾のアコウの樹冠（平成 31 年 1 月）



奈良尾のアコウ（令和元年 9 月）



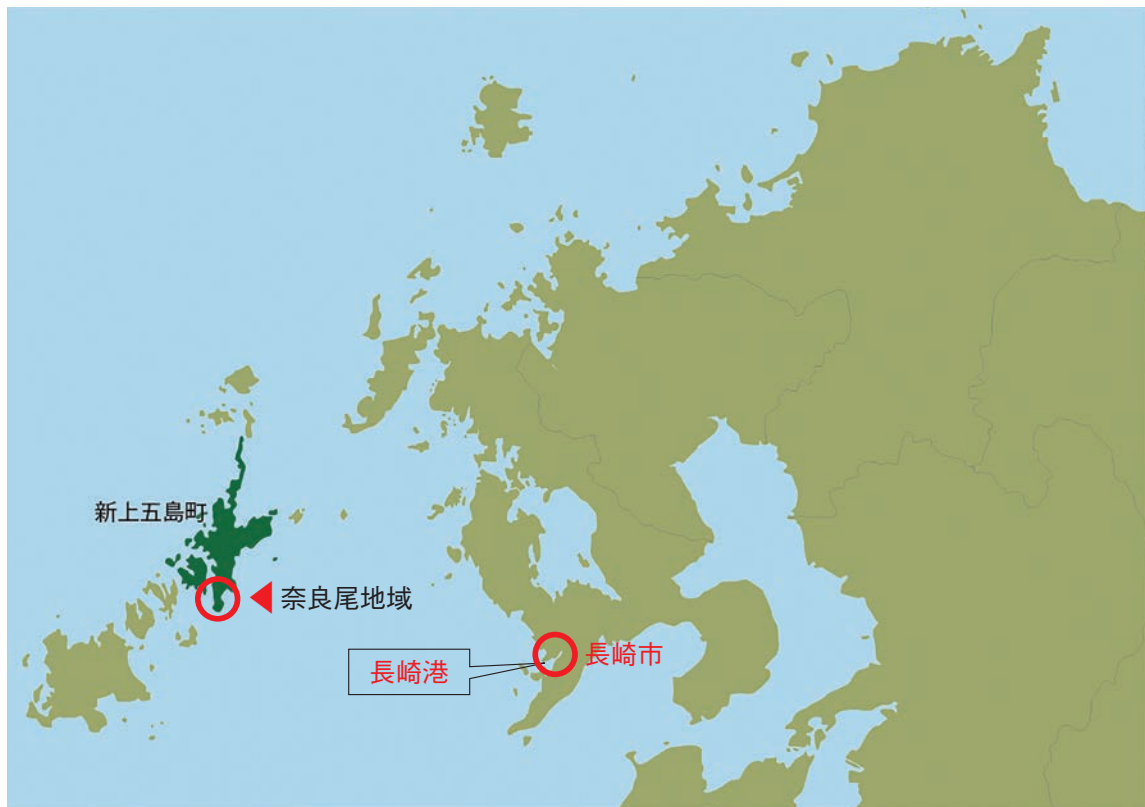
奈良尾のアコウ（令和元年 9 月）



大正 12、13 年頃の奈良尾集落
 【出典：奈良尾町、2003、『奈良尾町町制施行 60 周年記念誌』、p26、奈良尾町】



現在の奈良尾集落（令和 2 年 1 月）



新上五島町位置図



新上五島町南部地図

【出典：国土地理院ウェブサイト】



奈良尾地区¹ 周辺地図
【出典：国土地理院ウェブサイト】

1 「奈良尾地区」は通常、先小路区、庚申山区、田中区、宮田区、小奈良尾区、高井旅区の6区全体を指すが、この奈良尾のアカウ保存活用計画書においては、先小路区、庚申山区、田中区、宮田区4区を指すこととする。また「奈良尾地域」は、平成16年合併前の旧奈良尾町全域を指すこととする。

序 文

「奈良尾のアコウ」は、昭和36年に国の文化財（天然記念物）に指定され、推定ですが、西暦2000年で樹齢650年とされ、現在高さ25メートル、幹周り12メートルの巨木で樹勢は旺盛です。奈良尾地区はもちろん町のシンボルとして多くの住民、来訪者に親しまれています。しかし近年、枝葉を支えるコンクリート柱の経年劣化や少子高齢化等による清掃活動等を支えてきた奈良尾神社、周辺住民の皆様の負担増加が懸念されています。そこで、平成30年度から町が主体となって、樹木医などによる樹木調査及び専門家、所有者、地域住民の皆様による「奈良尾のアコウ保存活用計画検討委員会」を設置して、将来に向けて「奈良尾のアコウ」を守るための計画書作成に取り組んできました。先人が残してくれたものをしっかりと引き継いで未来へつなげることは、現在を生きる我々の使命であり、将来、町を担う子どもたちの心に郷土愛を育むことにつながります。今回は、樹木に関する専門家の皆様、長年アコウを守っていただいている皆様にお集まりいただき、それぞれの立場から「奈良尾のアコウ」の保存と活用についてのご意見をいただきました。今後、本計画に基づき、町民皆様とともに「奈良尾のアコウ」を守り、育てていくことにより、人や町を結ぶ結節点となり、地域の誇りとなるよう活用していきたいと考えております。

最後になりますが、本計画の策定に当たりまして、奈良尾のアコウ保存活用計画検討委員会の各委員のご尽力、文化庁及び長崎県のご指導・ご助言、町民の皆様のご協力を賜りましたことを深く感謝申し上げます。

令和2年3月

新上五島町教育委員会

教育長 道 津 利 明

国指定天然記念物「奈良尾のアコウ」保存活用計画【目次】

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 委員会の設置・経緯	2
第4節 他の計画との関係	5
第5節 計画の実施	6

第2章 奈良尾のアコウの概要

第1節 経緯	7
第2節 アコウの植物学的特徴と天然記念物	11
第3節 指定の状況	23
1 指定告示	23
2 指定説明文とその範囲	23
3 指定地の状況	23
第4節 奈良尾地域の概要	24

第3章 奈良尾のアコウの本質的価値

第1節 本質的価値の明示	31
第2節 文化的価値の側面	32

第4章 現状と課題

第1節 保全管理	33
第2節 活用	43
1 観光振興	43
2 地域振興	46
3 教育	47
第3節 運営・体制	48

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱	49
第2節 基本方針	50

第6章 保全管理

第1節 方向性	51
第2節 保全管理に係るアコウの一般的特性	52
第3節 方法	55
第4節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準	67

第7章 活用

第1節 方向性	72
第2節 方法	72

第8章 運営・体制の構築

第1節 方向性	77
第2節 方向性の実現に向けて	77
第3節 管理・運営団体の設立を目指して	80

第9章 計画の策定と進行管理

第1節 施策の実施計画の策定・実施	81
第2節 施策の実施計画の進行管理	83

巻末資料

1 奈良尾のアコウの保全管理と活用を考えるワークショップ議事録

2 関係法令

- ① 文化財保護法（抜粋）
- ② 文化財保護法施行令（抜粋）
- ③ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

「奈良尾のアコウ」は、奈良尾神社境内にそびえる巨樹である。昭和36年（1961）に国の天然記念物に指定された。樹齢650年を超える巨木として知られ、高さ約25m、幹周り約14mである（出典：環境省「巨樹・巨木林データベース」2016年11月19日）。根幹が二股に分かれ、両足で地面に踏ん張ったような姿をしており、神社へ繋がる参道をまたぐようにそびえている。このアコウ樹の下をくぐると長生きできると伝えられていることから、現在では新上五島町の観光名所となり、国内外から多くの人々が訪れている。

昭和62年（1987）には台風12号による強風で社務所側の太枝1本が折損落下するとともに、横に伸びる太枝2本についても、その重みで折れる危険性が高いと判断され、被害を未然に防止するために、横に伸びる太枝を支えるコンクリート擬木の支柱2本を設置した。現在、その2本の支柱に著しい劣化がみられ、支柱の補修方法を検討する中で、天然記念物指定以降、生育調査（樹木調査）が実施されておらず、現状を把握できていないことが判明した。そのため、計画策定前に専門家（樹木医等）による樹木調査を実施し、その結果に基づき「奈良尾のアコウ」についての今後の保全対策を検討した。2本の支柱については、工法、設置場所や箇所数等を検討していくこととした。

また、「奈良尾のアコウ」は指定から現在まで、所有者である奈良尾神社や地域住民らによって、手厚い管理がなされてきたが、人口減少・少子化・高齢化が急速に進んでおり、今後の担い手が不足することが危惧されている。そのため、文化庁の史跡等保存活用計画等策定事業を活用し、平成30年度から2カ年をかけて、本町の将来を見据えた「奈良尾のアコウ」の保存活用計画を策定することとした。

第2節 計画の目的

本計画は、国の天然記念物に指定された「奈良尾のアコウ」を将来にわたり適切に保全し、管理するための基本的方針及び天然記念物にふさわしい整備・活用の方針を定めることを目的とする。

第3節 委員会の設置・経緯

1 検討委員会の構成

本計画策定にあたっては、有識者・所有者及び地域代表で構成する「国指定天然記念物「奈良尾のアコウ」保存活用計画検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会の中で協議を重ね、新上五島町関係課、関係機関及び地域住民の方々とも連携を図り、また、文化庁や県の指導も受けながら計画内容の検討を行った。なお、委員会等の構成は以下のとおりであり、事務局は同町教育委員会文化財課が担当した。

表1－1 国指定天然記念物「奈良尾のアコウ」保存活用計画検討委員会名簿

	氏 名	所 属 等	専門分野等
委員長	久林 高市	長崎県樹木医会 副会長 (前職 長崎県農林部)	樹木医
委 員	中西 弘樹	長崎大学名誉教授 (長崎県文化財保護審議会 委員)	植物生態学
〃	渡邊 貴史	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 環境科学領域 教授	保全・活用
〃	吉田 貴徳	奈良尾神社 禰宜	アコウ所有者
〃	平田 昌一	宮田区長 新上五島町文化財保護審議会 委員	地区代表
〃	富永 重利	田中区長	〃
〃	橋端 義明	先小路区長	〃
〃	梅本 芳明	庚申山区長	〃

指導及び協力機関等

氏 名	所 属 等	備 考
田中 厚志	文化庁文化財第二課 天然記念物部門 文化財調査官	
松尾 俊幸	長崎県教育庁学芸文化課 文化財班 主任文化財保護主事	平成30年度
中尾 篤志	長崎県教育庁学芸文化課 文化財班 係長	平成31年度 (令和元年度)

2 検討委員会開催の経過等

平成30年度、令和元年度に検討委員会を計5回開催し、計画内容の検討を行った。天然記念物の指定当時の状況、奈良尾の歴史とアコウとの関係、アコウをめぐる現状と課題を整理し、保全管理・活用について、将来に向けた活発な議論を行い、計画を策定した。

表1－2 検討委員会開催の概要

回	期 日	検討項目	内 容
第1回	平成30年 8月28日	①アコウの現状把握 ②アコウを取り巻く地域 住民の活動状況と課題 ③国の天然記念物の指定 内容と指定に至る経緯 ④指定後の保存活用の現 状と課題	委員の共通認識を得るため、現地での状況把握と地元住民や町からの説明を受け、天然記念物指定の理由、指定後の保存活動の現状、活用状況等について理解するとともに、一部課題について議論した。
第2回	平成31年 2月28日 平成31年 3月1日	①樹木調査結果の概要報告と質疑応答 ②支柱建替えの検討 ③アコウの本質的価値 ④アコウを取り巻く諸問題の整理 ⑤計画第1章から第4章までの記述内容の検討	樹木調査結果およびアコウ落葉調査の報告を受け、支柱の建替えについて検討した。また、アコウの本質的価値、およびその保全管理・活用・整備・運営体制整備の現状と課題について重点的に検討した。
第3回	令和元年 7月6日	①計画書（案）の検討	前回の委員会で検討した保存活用計画第1章から第4章までの修正確認。また、第5章から第8章までの検討を行った。
第4回	令和元年 11月22日	①計画書（案）の検討 ②支柱改修工事の工法協議	前回の委員会で検討した保存活用計画第1章から第9章までの修正確認。また、支柱改修工事の工法について、協議を行った。

第5回	令和2年 2月29日	①計画書（案）の検討	保存活用計画の最終確認
-----	---------------	------------	-------------



写真1-1 第1回検討委員会



写真1-2 第2回検討委員会

3 地域住民を対象とした報告会及びワークショップの開催

平成30年度に実施した「奈良尾のアコウ樹木調査」の結果について、平成31年4月18日に地域住民を対象に本町役場奈良尾支所において調査報告会を実施し、アコウの生育状況を説明した。

また、検討委員会委員である長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科渡邊研究室に調査研究として、「奈良尾のアコウの保安全管理と活用を考えるワークショップ」の開催を委託し、奈良尾地区住民を対象に住民ワークショップを実施した。同ワークショップは、保存活用計画の策定に必要な情報収集を目的に、以下の表に示されたテーマにて2回にわたり実施した。ワークショップは、計画の策定に必要な情報に加えて、参加者が奈良尾のアコウの保存活用に係る気づきを得る場となった。

表1-3 ワークショップ開催の概要

	開催日	テーマ	参加人数
第1回	令和元年 8月17日	奈良尾のアコウをみんなでまもるためには？ ①奈良尾のアコウに対する地域の思い ②アコウの新たな保安全管理のあり方について	26名
第2回	令和元年 10月5日	奈良尾のアコウをより良い地域づくりに活かすためには？	26名

		①アコウの保全管理費用の確保方法について ②アコウを活かした商品とイベントのあり方について	
--	--	--	--



写真1－3 第1回ワークショップ



写真1－4 第2回ワークショップ

第4節 他の計画との関係

奈良尾のアコウの保存活用事業は、新上五島町第2次総合計画の基本姿勢3「にぎわいを創る『交流のしま』」(3)「歴史、伝統文化を守り、活かし、伝えるまちづくり」の①「歴史・文化の保存伝承」に位置づけられる。「歴史・文化の保存伝承」の具体的な施策としては、子どもたちへの学習機会の充実を図り、地域への愛着と誇りを育むことや、文化財に関する情報を内外へ効果的に発信し、観光資源として活用を図ることが掲げられている。今回の奈良尾のアコウ保存活用計画をもとに、アコウに対する地域住民の愛着の醸成や地域資源としての活用に力を注ぐことが求められる。

また、地方創生を推進するため、人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方を活性化するための基本理念などを定めた「まち・ひと・しごと創生法」にもとづき、平成28年に「新上五島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。本戦略では、基本目標として、③「伝統文化を重んじ、安心して豊かな生活を送れるまちを創る」(イ)－2.「地域の特色を活かした地域づくりの推進事業」が掲げられている。

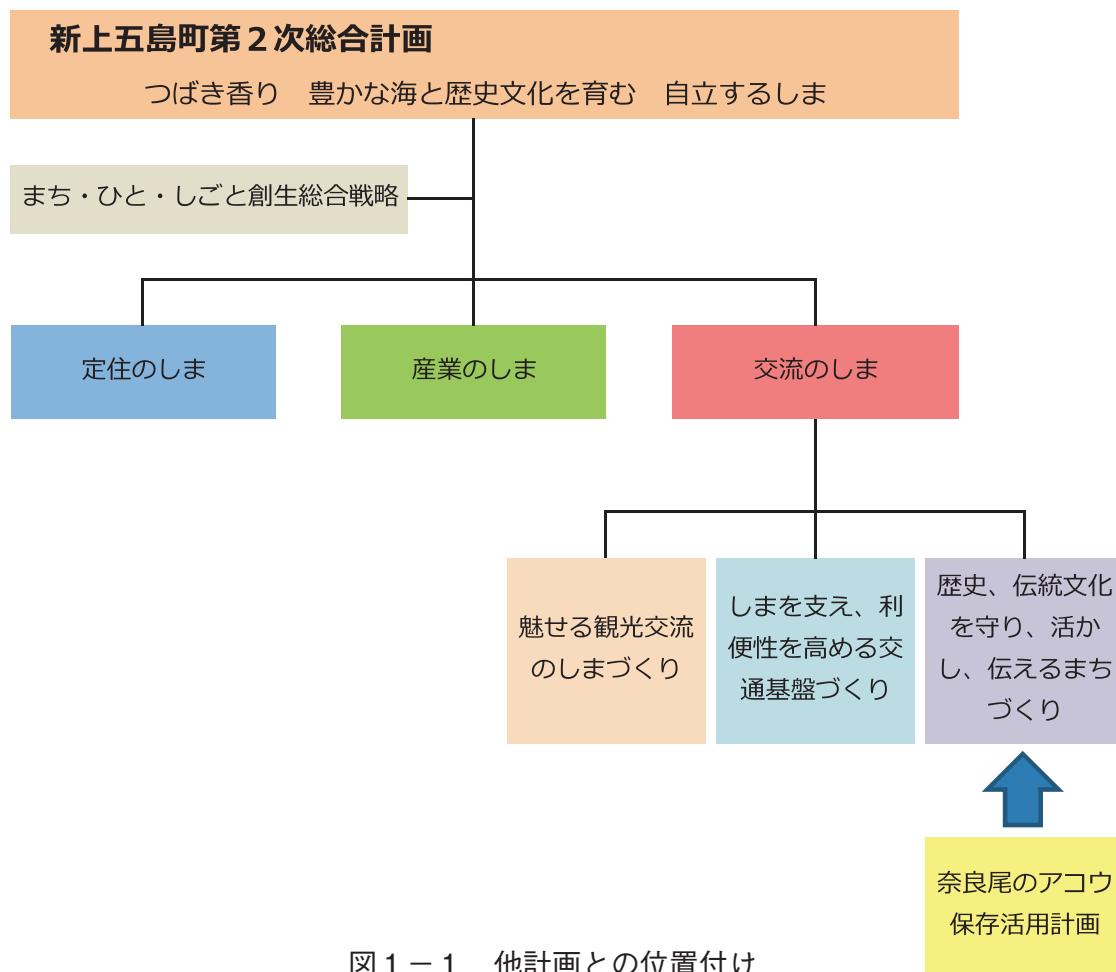


図 1－1 他計画との位置付け

平成31年4月1日には、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、都道府県による文化財保存活用大綱の策定について定めるとともに、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の認定制度が設けられた。また、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しも行われ、国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できることとなった。大綱及び地域計画は今後策定が予定されており、この奈良尾のアコウ保存活用計画と整合・連携させる必要がある。

第5節 計画の実施

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とする。

第2章 奈良尾のアコウの概要

第1節 経緯

1 指定に至る経緯

「奈良尾のアコウ」が国の天然記念物に指定されたのは、昭和36年（1961）4月27日であり、アコウの巨木としては最後の国指定の天然記念物であった。天然記念物は、学術的な価値が主要ではあるが、伝統や文化が背景にない単なる巨木ではほとんど指定されていない。この背景には日本に自然保護の考えが普及し、また生態学が進展したことにより、地域の植物的自然を表わす群落や景観が重要視されるようになったのが一因であろう。「奈良尾のアコウ」の指定については、昭和32年（1957）の外山三郎編『長崎県植物誌』には国指定天然記念物として紹介されているが、「未告示」とある。実際は、昭和24年（1949）、昭和25年（1950）に長崎県を通じて国指定天然記念物に申請され、11年後の昭和36年に正式に指定された。

* もう一つのアコウの名木 *

五島列島にはもう1つアコウの名木があり、それは五島市の「檜の浦のアコウ」である。「これは国指定になる見込み」外山（1981）と記載し、さらに外山（1983）は「文化庁は国指定の予定である」と記載しており、関係資料によれば、国指定天然記念物の候補として昭和42年（1967）、昭和51年（1976）及び昭和55年（1980）の3度にわたって申請されていた。このアコウはすでに昭和11年（1936）に外山によって確認され、公にされてきた（外山（1967））。「檜の浦のアコウ」は昭和27年（1952）に長崎県内でアコウの巨木として最も早く県の天然記念物に指定されたものである。その後、「奈良尾のアコウ」の存在が知られるようになったのである。「檜の浦のアコウ」は県指定にされているので、何も指定されていない「奈良尾のアコウ」を先に国指定の候補として推薦し、後から「檜の浦のアコウ」を県指定から国指定にしようと考えていたと思われる。しかし、その頃には文化庁は巨木を天然記念物に指定することに慎重となり、本県でのアコウ単木での国の天然記念物指定は「奈良尾のアコウ」が最後となった。



写真 2－1 支柱設置後写真（平成元年）



写真 2－2 支柱設置後写真（平成元年）

3 過去の剪定作業

「奈良尾のアコウ」の周辺住民から、枝が伸長し、強風・台風時に住宅や商店街の看板や周囲の電線にあたり、損壊する恐れがあることから、定期的に枝の剪定を実施するよう要望があげられた。現在まで、4度剪定作業を実施しており、平成20年（2008）からは4年に一度の間隔で、現状変更（危険物除去）を許可申請し、対応している。

なお、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準については、第6章第4節に記述する。

表2－1 過去の剪定作業の内容

実施日	内 容	備 考
平成3年	台風による強風のため、アコウの枝が多数折れ、危険であるため、伐採・除去する必要が生じ、アコウ樹枝伐採事業を実施した。	総事業費 673 千円 【 県 226 千円・町 274 千円・所有者負担 173 千円】
平成 20 年 7 月 24 日	㈱九電工の協力のもと、高所作業車（バケット車）を利用し、手作業で伸張した枝を伐採した。剪定した箇所には、腐朽防止のため、癒合促進剤を塗布した。	社会貢献活動として実施
平成 24 年 10 月 26 日	㈱九電工の協力のもと、高所作業車（バケット車）を利用し、手作業で伸張した枝を伐採した。剪定した箇所には、腐朽防止のため、癒合促進剤を塗布した。	社会貢献活動として実施
平成 28 年 2 月 20 日	㈱九電工の協力のもと、高所作業車（バケット車）を利用し、手作業で伸張した枝を伐採した。剪定した箇所には、腐朽防止のため、癒合促進剤を塗布した。	社会貢献活動として実施



写真2－3 剪定作業の様子（平成28年）



写真2－4 剪定作業の様子（平成28年）

第2節 アコウの植物学的特徴と天然記念物

1 アコウの分布と生態

アコウ *Ficus subpisocarpa* Gagnep. はクワ科 (Moraceae) イチジク属 (*Ficus*) の常緑高木で、大きくなると高さ10～20m、胸高直径1m以上となり、幹から支持根や呼吸根を出す。葉は互生、無毛で、葉柄は長さ4～6cm、葉身は楕円形、先端は短く尖り、基部は円い。長さ8～15cm、幅4～8cm、葉質はやや厚く、光沢はあまりない。このような葉の特徴は、暖温帯に多い照葉樹と異なる。また、常緑と言っても、日本では春になると一斉に落葉し、すぐに葉を出す。したがって、冬期や乾期に長期間落葉する一般の落葉樹に該当しない。その落葉の仕方は、個体間によって異なる。

アコウは後述するように亜熱帯植物で、日本では琉球列島から九州西北部、四国南部、紀伊半島東部まで分布する (図2-2)。北限は佐賀県唐津市肥前町高串、山口県大島郡周防大島町大水無瀬島および小水無瀬島、徳島県小松島市金磯町弁天山、和歌山県有田市矢櫃を結ぶ線であり、ほぼ北緯34°に一致する。佐賀県唐津市の生育地よりも北に位置する長崎県壱岐市にもアコウの大木があり、県の天然記念物に指定されているが、自生のものか疑問視されている。

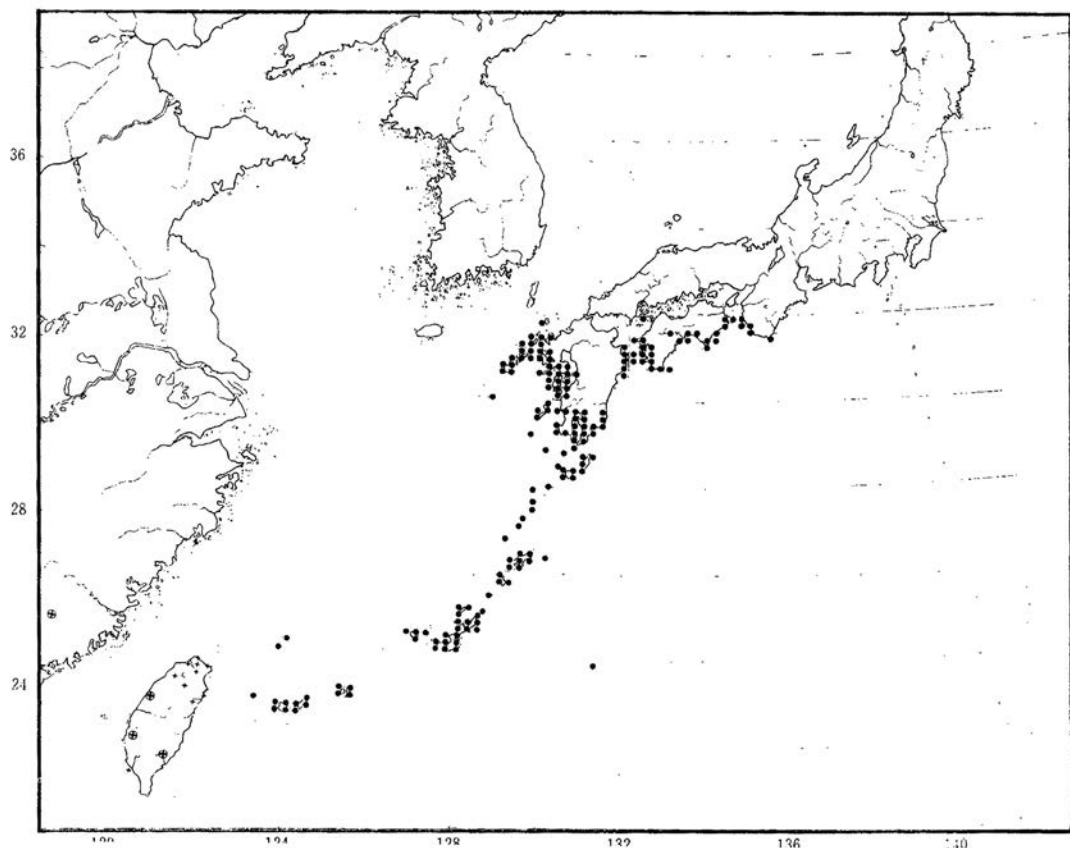


図2-2 日本とその周辺地域のアコウの分布 (Horikawa 1972)

イチジク属は熱帯から暖温帯に分布し、約900種が知られており、高木、低木、藤本（つる植物）がある。東アジア全体から見ると、日本はイチジク属の北限地域であり、紀伊半島東部を除くと、本州では、低木のイヌビワ、藤本のイタビカズラ、オオイタビ、ヒメイタビの4種が分布しているだけで、北海道には見られない。高木となるイチジク属植物は熱帯から亜熱帯に限られ、暖かい地域ほど種数が多く、琉球列島南部ではアコウ、ガジュマル、ギランイヌビワ、オオバイヌビワの4種が分布し、琉球列島中・北部になると、アコウとガジュマルの2種だけ、日本本土ではアコウのみが分布している。すなわち、アコウは高木となるイチジク属植物で、世界で最も北まで分布する種であると言える。アコウは中国大陸南部、台湾、琉球列島を経て、日本の西南部まで分布しており、熱帯北部から亜熱帯の比較的狭い範囲に分布している(図2-3)。ガジュマルが東南アジアからインド、ニューギニア、オーストラリア、中国南部、台湾、琉球列島まで分布し、熱帯から亜熱帯に広く分布する種であるのと対照的である。

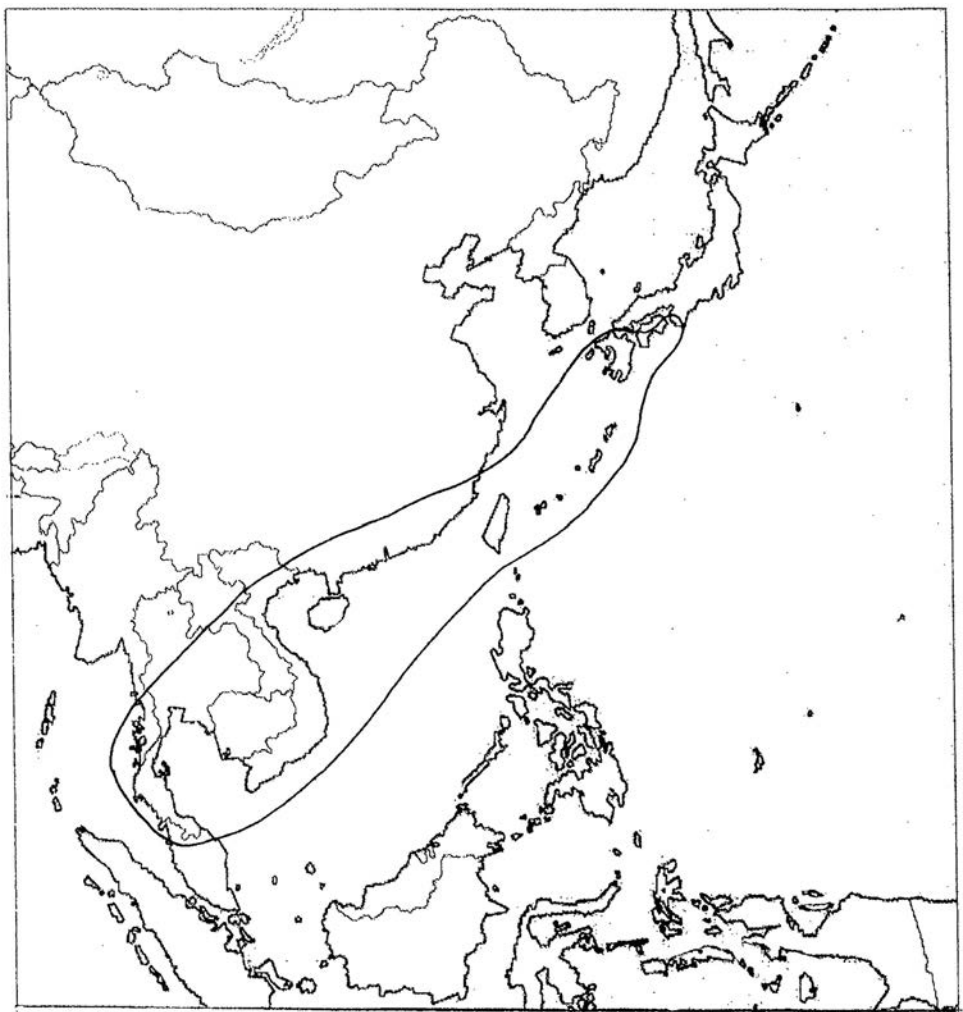


図2-3 アコウの分布域

主に熱帯多雨林に見られ、樹上で発芽した後、太い気根を土中に伸ばし、支持根となり、支えている植物に絡み、枯れさせてしまう植物を「絞め殺し植物 (strangler)」と呼んでいる。クワ科イチジク属 (*Ficus*)、ウコギ科フカノキ属 (*Schefflera*)、フクギ科クルーシア属 (*Clusia*) の多くの植物がそのような生活形をしている。アコウも絞め殺し植物と考えられ、まれに他の樹木に絡みつき、枯らしてしまうことがある。アコウは絞め殺し植物としても、最も北に分布する種である。

熱帯の樹木は、他の気候帯の樹木には見られないさまざまな形態的な特徴があり、すでに述べたように気根や支持根もその一つである。その他、アコウにも見られる熱帯樹木の特徴に幹生果がある。これは幹に直接果実が着いているものを言い、カカオやドリアンなどの有名な熱帯果実もその例である。幹生果ができる前に、幹に直接短い花序や花柄を出し、そこに花を咲かせる。アコウはイチジク属の植物であるので、5 mmほどの短い柄の先に、直径約 8 mmの球形の隠頭花序 (イチジク状花序) を着ける。それが熟して果実になるが、形はほとんど変わらず、大きさは約 1 cmと少し大きくなり、色は薄緑色から白色～薄紅色に代わる。中には長さ約 2 mmで卵円形の種子を多く含む。鳥によって食べられ、種子散布される。アコウは幹生果をつける最も北に分布する樹木である。

まとめ

- ・クワ科イチジク属植物は熱帯から暖温帯に分布し、日本が北限である。
- ・アコウは高木となるイチジク属植物で最も北に分布する種である。
- ・アコウは中国大陸南部から台湾、琉球列島を経て、日本の西南部まで分布する。
- ・アコウは気根や支持根をもち、絞め殺し植物として最も北に分布する種である。
- ・アコウは幹生果をつける最も北に分布する種である。

2 アコウの巨木とその大きさ

巨木は高さ1.3mのところの幹回り、すなわち胸高周囲 3 m以上のものをさす。アコウの場合には支持根が幹に絡みつき、本来の幹回りが測定できない場合が多いが、一般には幹に絡みついた支持根も含めて測定されている。したがって、他の樹種よりも巨木になりやすいと考えられる。

巨木については最近になって全国的に情報が集積され、環境省のホームページに「巨樹・巨木林データベース」

としてまとめられている。掲載もれもあると思われるが、全国的に網羅されているので、それによって他県との比較ができる。

表 2-2 県別アコウの巨木数 (単位: 本)

長崎	124	沖縄	20
鹿児島	85	大分	12
熊本	26	愛媛	11
和歌山	26	高知	5

アコウの巨木数を県別に調べたのが、表2-2である。一番多い県は長崎県で124本、次いで鹿児島県の85本、熊本県と和歌山県がそれぞれ26本となっており、九州西部と紀伊半島東部の和歌山県に多い。佐賀県、徳島県、山口県は国あるいは県の天然記念物に指定されたアコウがあるが、巨木とはなっていないので、このリストには記録されていない。長崎県にアコウの巨木が多いのは、海岸線が長いことと、沿岸は暖流の影響で暖かいことが考えられる。アコウは海岸植物ではないが、自然状態では海岸の岩場に多く、巨木も沿岸地域に多い。

表2-3 アコウの巨木の胸高周囲のベストテン

所在地	名 称	胸高周囲 (cm)
1 長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾	奈良尾のアコウ	1390
2 鹿児島県指宿市西方	信楽寺のアコウ	1378
3 和歌山県日高郡日高町		1100
4 長崎県北松浦郡小値賀町		1020
5 長崎県北松浦郡小値賀町		1020
6 鹿児島県熊毛郡屋久島町		1003
7 鹿児島県肝属郡南大隅町 鬼丸神社	浦のアコウ	1000
8 高知県土佐清水市	松尾のアコウ	980
9 鹿児島県鹿児島郡十島村 里村の神社		965
10 長崎県北松浦郡小値賀町		950
10 長崎県北松浦郡小値賀町		950
10 宮崎県宮崎市		950
10 鹿児島県鹿児島郡三島村		950

アコウの巨木について胸高周囲の大きさの順を、環境省の「巨樹・巨木林データベース」に基づき調べたものが表2-3である。「奈良尾のアコウ」は全国のアコウの中で最も大きく、胸高周囲1,390cmで、次いで鹿児島県指宿市の「信楽寺のアコウ」の胸高周囲1,378cmで、胸高周囲が13mを越えるアコウは、この2つだけである。また、胸高周囲10mを越えるものは、全国で7本あり、うち五島列島に3本ある。

次に長崎県内のアコウの巨木の分布について述べる。環境省の「巨樹・巨木林データベース」と長崎県自然保護課（1985）がまとめた「わが町の大樹コンクール報告書」を参考に、アコウの巨木の分布図を作成し、図2-4に示した。対馬と大村湾沿岸を除く、長崎県全体の海岸部に広く分布するが、五島列島と、長崎半島・西彼杵半島の西岸に多く、特に長崎半島南部と小値賀島、宇久島に多い。

まとめ

- アコウの巨木は九州西部と紀伊半島東部に多く、長崎県はアコウの巨木の最も多い県である。
- 「奈良尾のアコウ」は、全国のアコウの巨木の中で最も胸高周囲の大きい木である。
- 長崎県内で、アコウの巨木は五島列島と長崎半島・西彼杵半島西岸に多い。

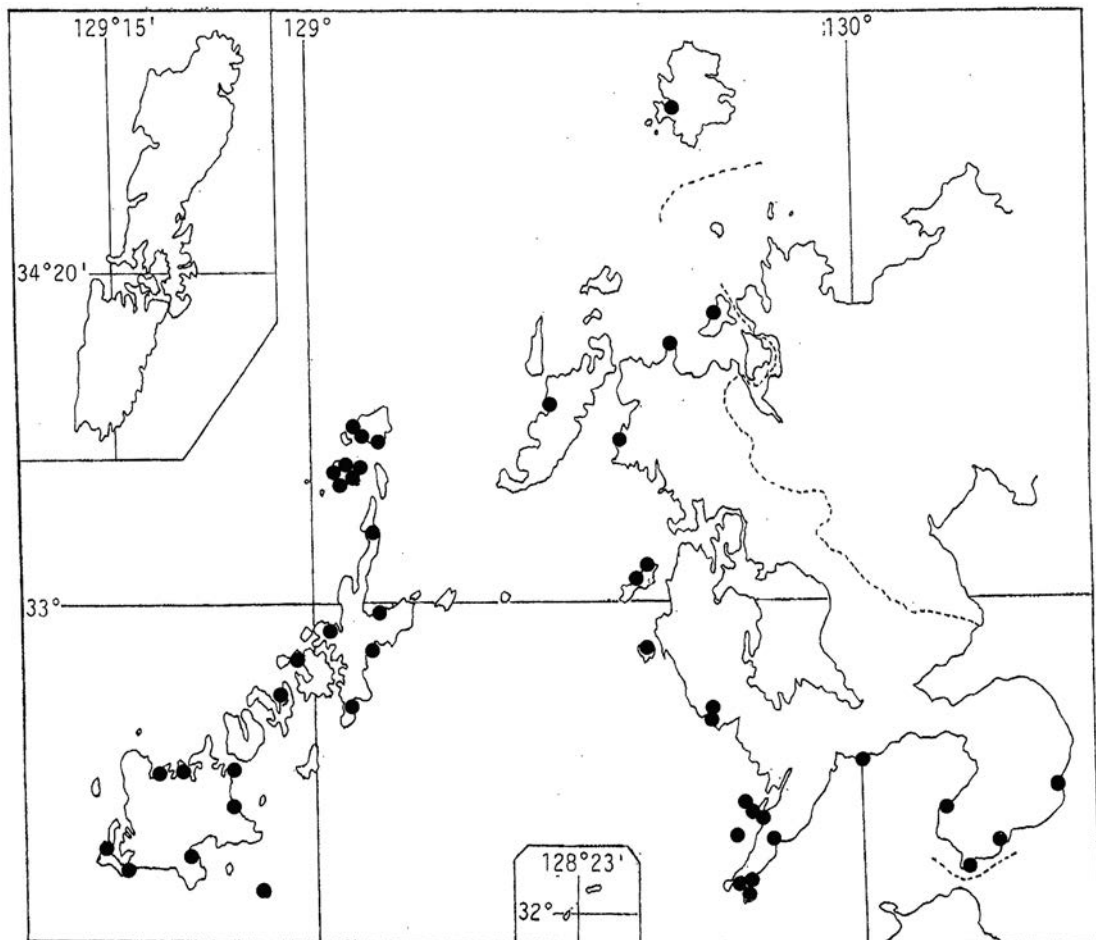


図2-4 長崎県のアコウの巨木の分布

3 アコウの天然記念物

植物の天然記念物は、単木（群）が対象となるものと、群落が対象となるものがあるが、いずれも学術的価値として、1. 巨木（群）である、2. 分布が特異、3. 希少性などが、文化的価値として、1. 民俗との関わり、2. 歴史などがあり、それらを総合して指定されている。その種について全国的な調査に基づいて、客観的に指定されてきた訳ではないが、アコウの巨木の中で、古くから知られ、人々の関わりの深いものが指定されてきたと思われる。「奈良尾のアコウ」を知るためにも、アコウの天然記念物について全国的、全県的に調べた。

天然記念物に指定されているアコウは、国指定が長崎県の「奈良尾のアコウ」をはじめ、高知県、愛媛県、佐賀県、宮崎県の各県に1件ずつあり、合計5件（付表1）、県指定が和歌山県1件、徳島県1件、高知県1件、愛媛県1件、山口県1件、大分県1件、長崎県4件、熊本県1件の合計11件であり（付表2、3）、その分布を図2-5に示した。

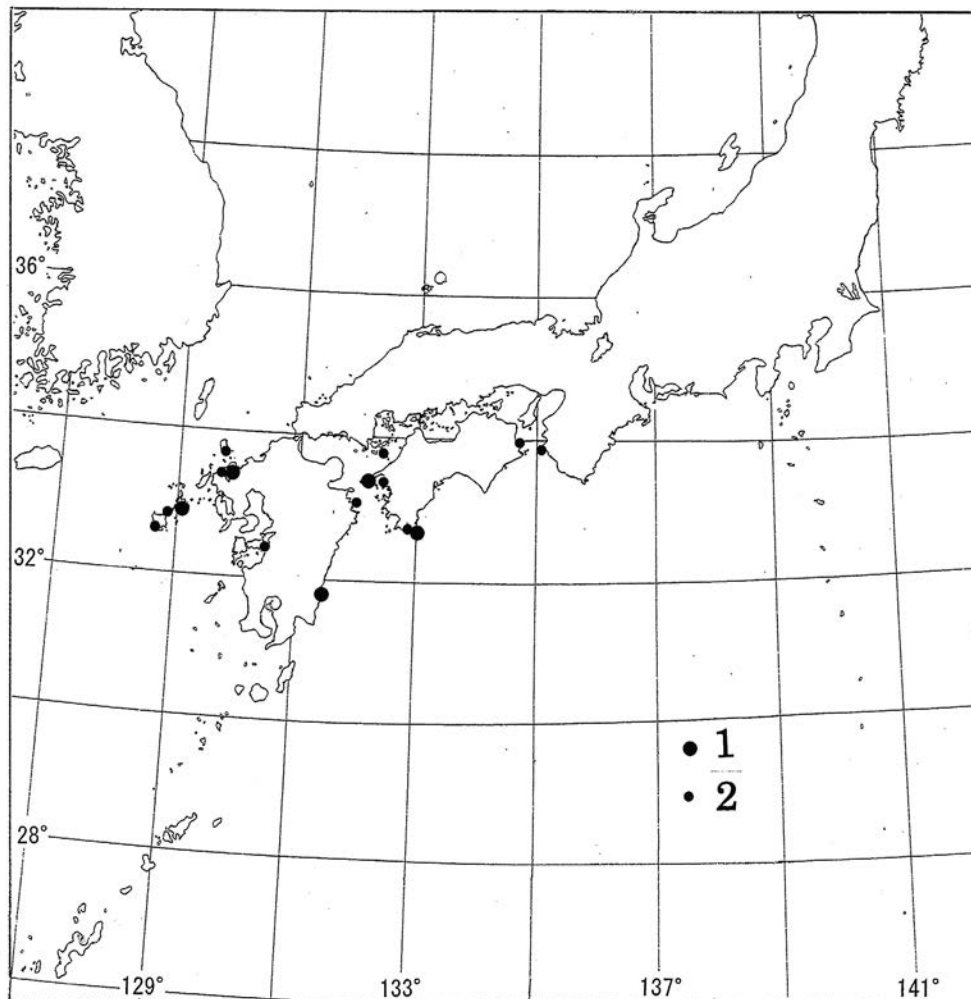


図2-5 アコウの天然記念物 1：国指定、2：県指定

アコウが指定された天然記念物は九州西北部と四国西部に多い傾向があり、県別では長崎県が最も多い。一方、分布域の中心である鹿児島県や沖縄県にはアコウの巨木はあるものの、国や県レベルで天然記念物に指定されたものがない。これは同属で、よく似た景観を呈すガジュマルがあり、この種の方が気根をより多く出し目につきやすいため、指定されやすく、それに比べてアコウはその特異性が目立たないためであろう。

長崎県のアコウの天然記念物について、国指定・県指定に加えて、市・町指定の

分布について図2-6に示した。沿岸部に広く分布するが、対馬や大村湾沿岸地域、島原半島東岸には見られないこと、五島列島は国指定、県指定、市・町指定のものが見られ、合計9件と最も多い。

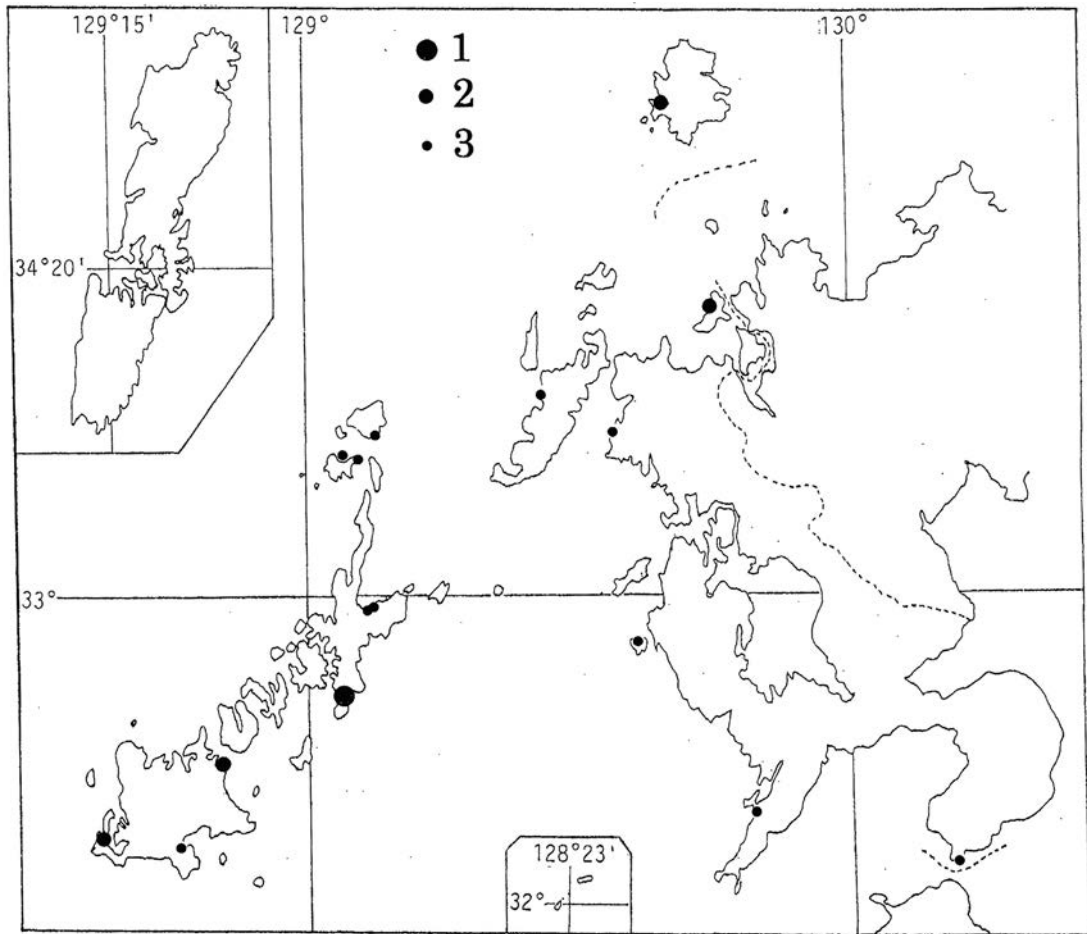


図2-6 長崎県のアコウの天然記念物
1：国指定、2：県指定、3：市・町指定

次に国、県、市・町、それぞれの天然記念物の指定年代について紹介する。国と県については全国のデータを用い、市・町指定については長崎県内のものについて調べた。結果を図2-7に示した。国指定は古くから行われ1920年代に3件、1940年代に1件、1960年代に1件であった。最近是指定される国の天然記念物は、生態系とか群落のみとなり、巨木は指定されることはなくなった。「奈良尾のアコウ」は昭和36年（1961）に指定されたものであり、アコウの巨木の最後の指定であったと言える。県指定は1950年代と1960年代にそれぞれ5件ずつ、1970年代に2件と、

戦後になって指定されはじめ、高度成長期に多く指定されたと言える。これはこの年代に各県に文化財に関する委員会が設置されたためであろう。市・町の指定はさらに遅く、1960年代からはじまり、最近になるほど多くなっている。

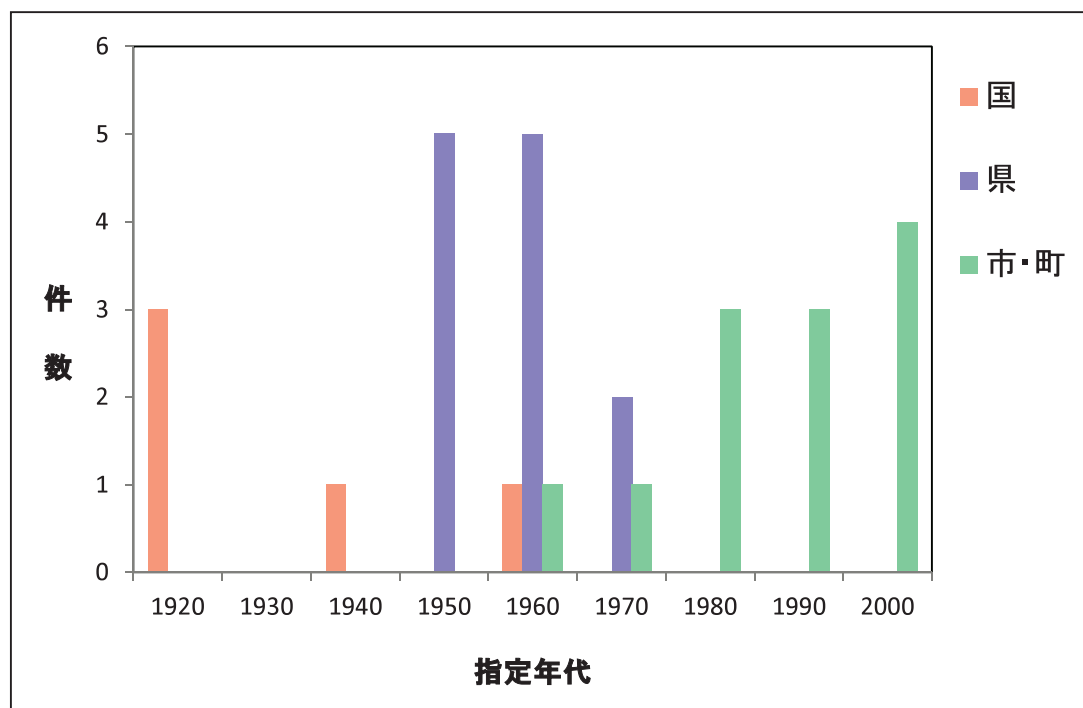


図 2－7 年代別にみたアコウの天然記念物の指定件数

まとめ

- ・アコウの国指定天然記念物は、5件である。
- ・アコウの県指定天然記念物は全国で11件あり、うち長崎県は4件あり最も多い。
- ・アコウの天然記念物は、九州西北部と四国西部に多い。
- ・長崎県内ではアコウの天然記念物は五島列島に多い。
- ・「奈良尾のアコウ」は、アコウの巨木の国指定天然記念物として、最後に指定されたものである。
- ・アコウの天然記念物の指定年代は、国指定が1920年代からで最も古く、次いで県指定で1950年代から1970年代であり、市・町指定は遅く1960年代から行われた。

4 文献で紹介された「奈良尾のアコウ」

「奈良尾のアコウ」が文献に記載された歴史は比較的浅く、外山三郎が昭和32年（1957）に五島列島の天然記念物についてふれたのが最初であろう。正式に国指定の天然記念物になったのが昭和36年（1961）であり、その後の国指定あるいは長崎

県指定の天然記念物を記録した文献には、「奈良尾のアコウ」のことは当然のことながら、すべて載っている。沼田編（1989）は、国指定の植物天然記念物を紹介した本であるが、アコウとして「奈良尾のアコウ」と宮崎県の「内海のアコウ」の2件についてのみ写真と解説が掲載されている。また、アコウとしてもまれに見る巨木であるので、上原（1961）の『樹木大図説』の中のアコウの解説や、同じく上原ら（1966）の『樹木三十六話』の中に記載されている。その後巨木ブームとなり、巨木・巨樹を扱った単行本が多く出版されるようになった。その中で「奈良尾のアコウ」が紹介されたものがある。渡辺典博（1999）の『巨樹・巨木・日本全国674本』や、読売新聞社編（1990）『新日本名木100選』がその代表的なものである。読売新聞社編（1990）は、各都道府県から少なくとも2本ずつ選んだものが紹介されているが、長崎県からは「奈良尾のアコウ」と「琴の大イチョウ」が選ばれている。アコウとしては、全国で唯一選ばれたものである。高橋（2001）の『日本の巨樹・巨木』には、「おすすめの樹」の章に鹿児島県のアコウである「秋目のアコウ」と「五人番のアコウ」の写真と共に紹介されているが、「奈良尾のアコウ」は紹介されていない。しかし、「都道府県別のおすすめの樹」の紹介では各県5本ずつがリストされており、長崎県のリストの中に「奈良尾のアコウ」が入っている。また、高橋（2008）の『巨樹・巨木をたずねて』の中にはアコウとしては「小値賀のアコウ群」が写真と共に紹介されているが、その文章中に「奈良尾のアコウ」の名があげられている。

まとめ

- ・「奈良尾のアコウ」は国指定の天然記念物に指定された後、アコウの巨木として多くの本に紹介されるようになった。

「奈良尾のアコウ」に関する主要文献

- 外山三郎 1957. 「長崎県植物誌」. 164pp., 長崎県理科教育協会, 長崎.
- 上原敬二 1961. 「樹木大図説」第1巻. 1300pp., 有明書房, 東京.
- 上原敬二・本田正次・三浦伊八郎 1966. 「樹木三十六話」. 地球出版, 東京.
- 外山三郎 1967. 「長崎県の天然記念物」. 248pp., 外山教授退官記念会, 長崎.
- 本田正次・吉川 需・品田 穰 1971. 「天然記念物事典」. 351pp., 第一法規出版, 東京.
- 外山三郎 1981. 五島列島（男女群島を除く）の貴重植物. 「五島の生物」（長崎県生物学会編）pp.75-92., 長崎県生物学会, 長崎.
- 外山三郎 1985. 「長崎県の天然記念物」増訂再版. 171pp., 長崎県生物学会, 長崎.
- 沼田真編 1989. 「日本の天然記念物」植物Ⅲ. 185pp., 講談社, 東京.
- 読売新聞社編 1990. 「新日本名木100選」. 254pp., 読売新聞社, 東京.
- 長崎県教育委員会編 1991. 「長崎県天然記念物実態調査報告書」. 106pp., 長崎県教育委員会, 長崎.

- 渡辺典博 1999. 「日本の巨樹・巨木 日本全国674本」. 451pp., 山と溪谷社, 東京.
- 高橋 弘 2001. 「日本の巨樹・巨木」. 94pp., 新日本出版社, 東京.
- 長崎県教育委員会 2001. 「長崎県の文化財」. 541pp., 長崎県文化団体協議会, 長崎.
- 宮崎正隆 2001. 「木霊の宿る空間」. 215pp., 長崎新聞社, 長崎.
- 佐野義明 2007. 長崎県五島, 小値賀町「納島のアコウ」. 「巨樹・巨木林」31 : 41-42..
- 高橋 弘 2008. 「巨樹・巨木をたずねて」. 125pp., 新日本出版社, 東京.
- Horikawa, Y. 1972. 「Atlas of the Japanese Flora」. 500pp., Gakken Co., Tokyo.

付表1. アコウの国指定天然記念物

名 称	所 在 地	指定年月日	胸高周囲	高 さ	所 有	ノ ー ト
三崎のアコウ	愛媛県西宇和郡伊方町	1921年 3月 3日	7.0m	14m	伊方町	北限自生地、4本ある
松尾のアコウ自生地	高知県土佐清水市松尾	1921年 3月 3日	9.9m	20m		3本ある
高串アコウ自生北限地帯	佐賀県唐津市肥前町	1928年 1月18日		7m		岩壁に10数株がある
内海のアコウ	宮崎県宮崎市内海	1941年10月 3日	6.9m	15m	野島神社	
奈良尾のアコウ	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾	1961年 4月27日	13.9m	25m	奈良尾神社	日本最大の幹周囲

付表2. アコウの各県指定天然記念物

名 称	所 在 地	指定年月日	ノ ー ト
龍王神社のアコウ	和歌山県日高郡美浜町三尾442	1968年 4月16日	北限
金磯のアコウ	徳島県小松島市金磯町弁天山	1953年 1月13日	北限
大津のアコウ	高知県土佐清水市大津字向田	1959年 1月18日	
客人神社のアコウ	愛媛県西予市明浜町宮野浦	1977年 4月15日	根回り10m、樹高30m
水無瀬島のアコウ自生地帯	山口県周防大島町大字沖家室島	1966年 6月10日	自生北限
大島のアコウ林	大分県佐伯市鶴見大字大島	1973年 3月20日	8本のアコウ
永目神社のアコウの木	熊本県上天草市姫戸町姫戸	1966年 2月14日	胸高周囲11m、高さ15m

付表3. 長崎県のアコウの天然記念物一覧

指定	名 称	所 在 地	指定年月日	胸高周囲	高 さ	所 有	ノ ー ト
国指定	奈良尾のアコウ	南松浦郡新上五島町奈良尾郷田中	1961年 4月27日	13.9m	25m	奈良尾神社	日本最大の幹周囲
県指定	五島玉之浦のアコウ	五島市玉ノ浦町玉ノ浦郷	1950年 5月13日	6.3m		大山祇神社	周り6mもある支柱根発達
県指定	五島檜の浦のアコウ	五島市平蔵町	1952年 2月13日		10m	水神	根回り15m以上、枝張り四方へ30m以上
県指定	鷹島町住吉神社のアコウ	松浦市鷹島町里面	1980年 2月29日	4.5m	18m	住吉神社	
県指定	杵岐渡良のあこう	杵岐市郷ノ浦町渡良東触字美鹿崎	1958年 6月 5日	4m			自生か植栽か不明
市指定	深堀陣屋跡のアコウ	長崎市深堀町5丁目	1976年 7月20日	6.9m	20m		支柱根が見られない。高さ4mまで直立する
市指定	池下のアコウ	諫早市飯盛町池下248	1991年 5月21日	7m	12m	個人宅	根元付近から三つの支幹に分かれている
市指定	松山のアコウの木	西海市大瀬戸町松島内郷	1981年12月 1日	9m		松山神社	
市指定	宇久下山のアコウ	佐世保市宇久町小浜	1966年10月22日		15m		根元から4本に分かれ、最大根周り7.4m
市指定	梅崎のアコウ	佐世保市鹿町町梅崎	2005年 2月17日	2.7+2.6+2.4	12m	個人宅	竹林内、樹勢衰えている
市指定	富江小学校アコウの木	五島市富江町富江	1990年10月29日	6.2m		富江小学校	
市指定	獅子のアコウ	平戸市獅子	1991年 4月25日			個人宅	
市指定	あこう群落	南島原市口之津町浜区早崎	2016年 3月31日				20本ほどが群生、市の木
町指定	納島アコウ群落	北松浦郡小値賀町納島郷	1982年 3月 1日	7m			
町指定	唐見崎のアコウ巨樹	北松浦郡小値賀町唐見崎	2006年12月15日	9m			
町指定	祖母君神社のアコウ樹	南松浦郡新上五島町有川郷	1987年10月13日	7.2m	20m	新上五島町	
町指定	成護島のアコウ樹を中心とした自然林	南松浦郡新上五島町有川郷	2003年 6月10日			新上五島町	
町指定	アコウ樹	南松浦郡新上五島町有川郷浜	2003年 6月10日	5.5m	15m	新上五島町	

1 指定告示
昭和36年（1961）4月27日

種 別：天然記念物
名 称：奈良尾のアコウ
所在地：長崎県南松浦郡奈良尾町
大字奈良尾郷字田中
地 域：332番の内実測399.07平
方メートル、364番地1

位置図

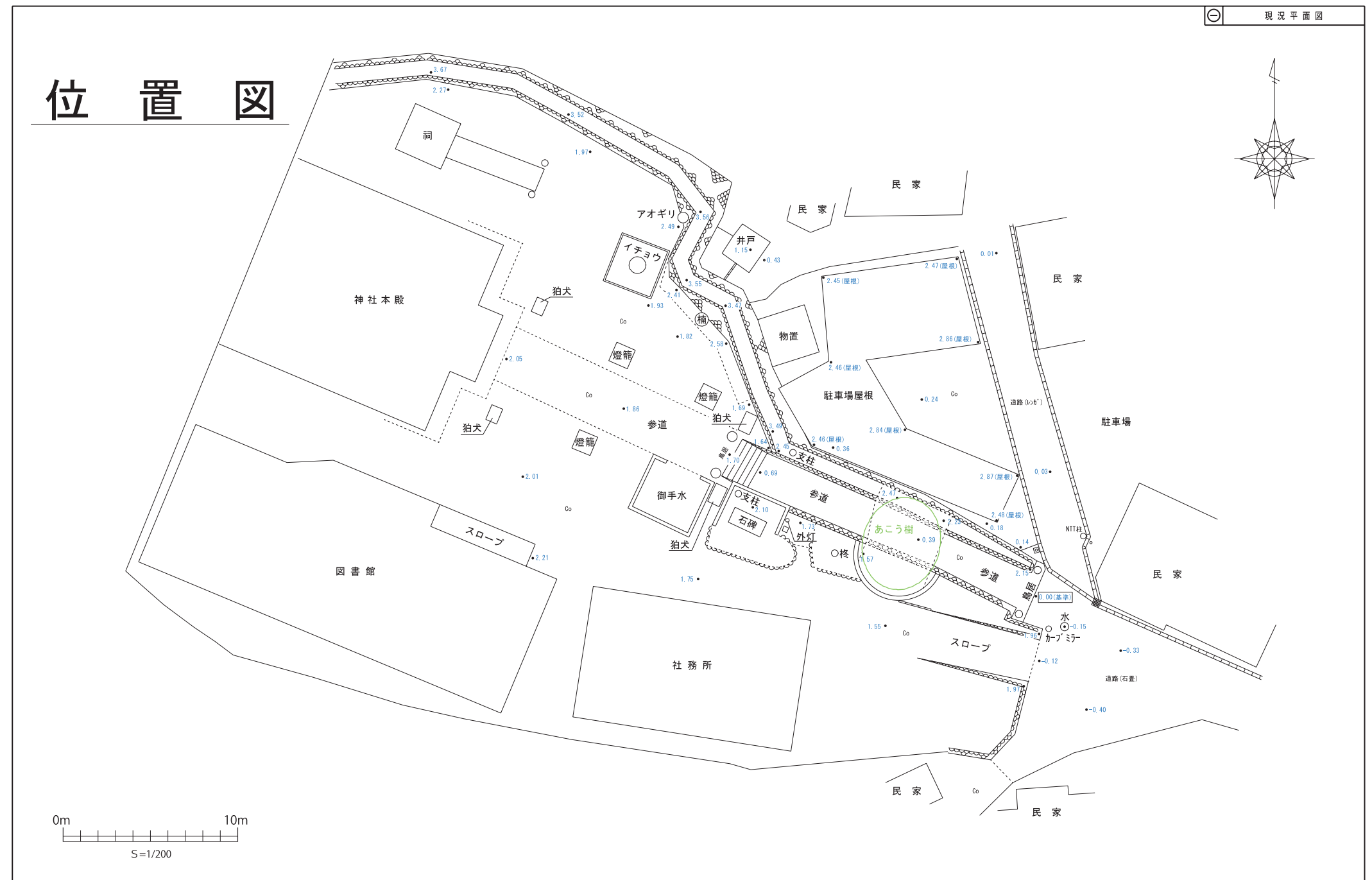


図 2-8 現況平面図

第4節 奈良尾地域の概要

1 自然的特性

奈良尾地域は、長崎港から西へ約95kmに位置し、新上五島町中通島の最南部に位置する。アコウがある奈良尾地区は、北は扇山（329m）、西に米山（234m）、南に虎星山（254m）に囲まれ、肋骨状に多くの支脈が海岸にいたるまで起伏している。このため、河川や平野に乏しく、極めて高峻な地形といえる。気候は、対馬海流の影響で暖かく、年間を通して気温の変化が少なく、降雨量も比較的少ない（表2－4）。

表2－4 月別平均気温・降水量（平成30年）（有川地区気象観測所調）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
平均気温(℃)	6.6	6.8	12.1	16.7	19.7	22.4	27.4	28.5	24.6	19.3	15.2	11.1	17.5
降水量(mm)	99.0	105.0	178.5	178.5	183.5	369.5	314.0	49.5	285.5	64.5	57.5	112.0	166.4

表2－5 過去5年間の月別平均気温・降水量（平成26年～平成30年）（有川地区気象観測所調）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
平均気温(℃)	8.1	8.3	11.4	16.0	19.4	22.0	26.5	27.6	24.2	20.3	15.4	10.8	17.5
降水量(mm)	83.9	121.4	151.6	234.6	194.4	274.7	249.1	217.2	287.1	165.2	106.0	103.7	182.4

2 土地利用の変遷

(1) 昭和11年(1936)から昭和33年(1958)

陸上の範囲は、両年次の間に拡大した。拡大は、主として、海岸の埋め立てにより生じたものである。特に顕著なのは、現奈良尾支所前の漁港の拡張整備である。市街地の範囲に関しては、大きく変わっていない。こうした陸域の変化と連動して道路は、幅員が広げられ新たな道路が整備されている。たとえば、古くからある小奈良尾の市街地から奈良尾港を経て奈良尾に至る地域の海岸沿いには、道路が整備されている。昭和11年(1936)の地形図にて確認できた山側の道路は、昭和33年(1958)の地形図において確認できなくなっている。地図記号等の変化から確認できる両年次間の主要な変化は、以下の通りである。

- ・現奈良尾支所付近にあった郵便局は、現奈良尾支所の西側に移動した。
- ・郵便局付近には、病院が整備された。

(2) 昭和33年(1958)から昭和48年(1973)

陸上の範囲は、両年次の間に拡大した。拡大は、主として、海岸の埋め立てにより生じたものである。特に顕著なのは、小奈良尾付近の漁港の新規整備と現奈良尾支所前の拡張整備である。市街地に関しては、小奈良尾と奈良尾ともに旧市街地の背後に大きく拡大している。市街地が拡大した結果として、昭和48年(1973)の地形図の南東には、「先小路」との記載がみられるようになった。こうした陸域の変

化と連動して道路は、更に新たな道路が整備されている。たとえば、前の時期に道路が整備された地域には新たに整備された漁港近辺に道路が新設されるとともに、トンネル（奈良尾トンネル（昭和46年開通））も整備されている。地図記号等の変化から確認できる両年次間の主要な変化は、以下の通りである。

- アコウとの表記がみられるようになった（国天然記念物に指定された影響）。
- 現奈良尾支所裏手にあった学校跡には、郵便局付近にあった病院が移動してきた。
- 学校は、病院の建設に伴い、奈良尾市街地の北側にある丘陵地が造成された場所に移動した。
- 学校に隣接した場所には、電波塔（NHKの受信塔）が整備された。
- 現奈良尾支所付近にあった郵便局は、現在の位置に移動した。
- 社会基盤施設としては、消防署、発電所、灯台、フェリー発着場（1971開設）等が整備された。

（３）昭和48年（1973）から昭和60年（1985）

陸上の範囲は、両年次の間に拡大した。拡大は、前の時期と同様に、海岸の埋め立てにより生じたものである。特に顕著なのは、小奈良尾付近と現奈良尾支所前の漁港の拡張整備である。このうち小奈良尾付近は、新しいフェリー発着場を整備するために、拡張された。市街地に関しては、小奈良尾と奈良尾ともに旧市街地の背後への拡大とともに旧市街地内の建物の密度が上昇している。道路に関しては、小奈良尾から奈良尾に至る経路として、整備された港湾内を通り奈良尾トンネルを経る経路が明示された。また旧若松町との境界には、道路（林道・町道（米山大地線））が整備されている。地図記号等の変化から確認できる両年次間の主要な変化は、以下の通りである。

- アコウとの表記は、奈良尾のアコウに変わった。
- 病院は、1973年に記載された場所から消失し、奈良尾市街地の北側にあった学校跡地に出現した。
- 奈良尾市街地の北側にあった2つの学校のうち1つの学校が消失した。
- 小奈良尾付近には、老人ホームの表記がみられるようになった。

（４）昭和60年（1985）から平成11年（1999）

陸上の範囲は、両年次の間に拡大した。拡大は、これまでの時期と同様に、海岸の埋め立てにより生じたものである。特に顕著なのは、前の時期と同様に小奈良尾付近における漁港の拡張整備である。市街地に関しては、大きく拡大していない。ただし小奈良尾の山側には、新たな開発がみられた。地図記号の変化から確認できる両年次間の主要な変化としては、病院横にあった建物と電波塔が消失したことが挙げられる。

(5) 平成11年(1999) から平成18年(2006)

陸上の範囲は、両年次の間で大きく変わっていない。市街地に関しては、拡大がみられなくなった。道路に関しては、ならお大橋が開通したことにより、奈良尾港から海岸沿いを経て奈良尾に到達できる道路がみられるようになった。地図記号等の変化から確認できる両年次間の主要な変化としては、以下の通りである。

- 奈良尾港にフェリーの発着所がみられるようになった。それに伴いフェリーの発着所付近にあった灯台は、海側に移動した。
- 町役場と消防署は、平成16年(2004)8月の新上五島町の発足に伴い、消失した。
- 奈良尾神社の隣には、図書館がみられるようになった。
- 小奈良尾にある老人ホームは、1985年時点の場所から消失し、より山側にみられるようになった。
- 小奈良尾にある発電所からは、奈良尾方向に対して送電線が引かれている。

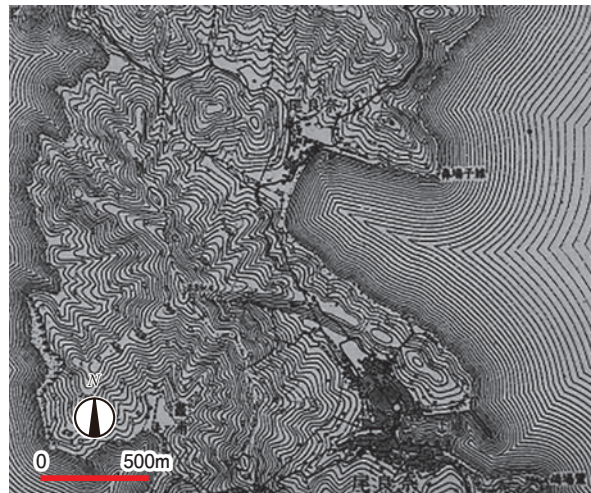


図2-9 昭和11年(1936)頃の奈良尾(陸地測量部作成 2万5千分の1地形図「奈良尾」より作成)



図2-10 昭和33年(1958)頃の奈良尾(国土地理院作成 5万分の1地形図「有川」より作成)

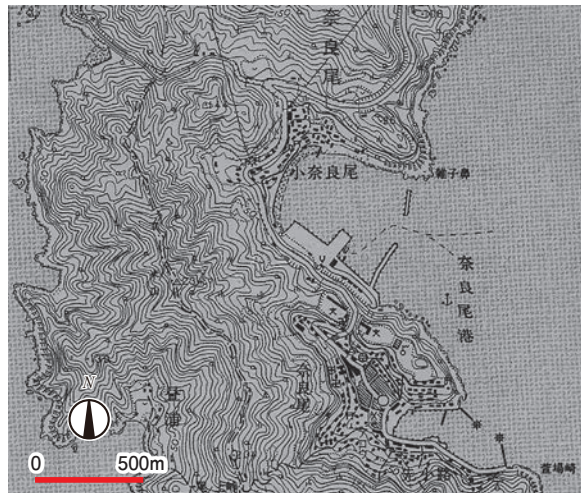


図2-11 昭和48年(1973)頃の奈良尾(国土地理院作成 2万5千分の1地形図「奈良尾」より作成)

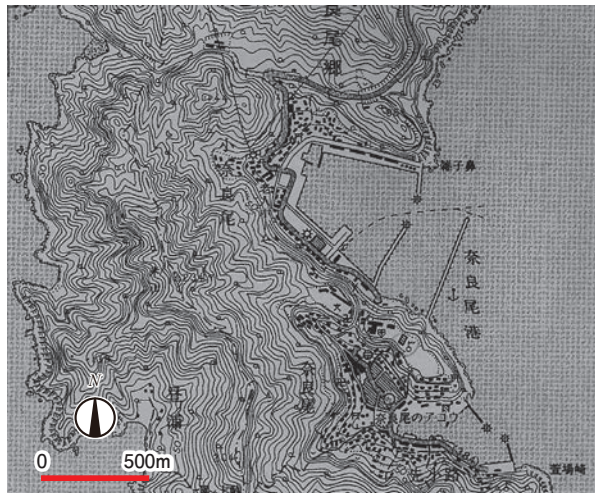


図2-12 昭和60年(1985)頃の奈良尾(国土地理院作成 2万5千分の1地形図「奈良尾」より作成)

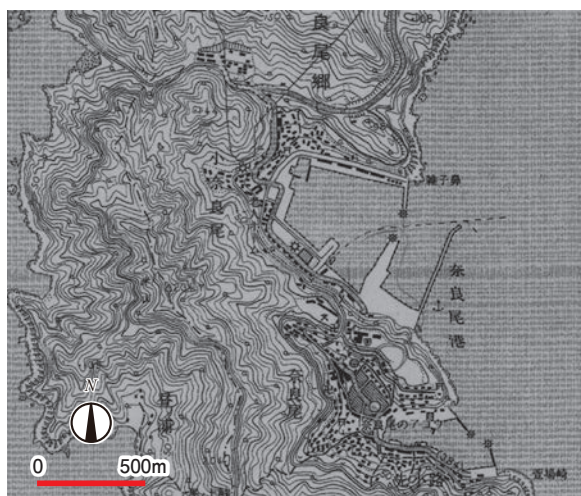


図2-13 平成11年(1999)頃の奈良尾(国土地理院作成 2万5千分の1地形図「奈良尾」より作成)



図2-14 平成18年(2006)頃の奈良尾(国土地理院作成 2万5千分の1地形図「奈良尾」より作成)

3 歴史的特性

(1) 奈良尾地域の歴史

奈良尾の沿革は、今から約400年前にさかのぼる。嘉永元年(1848)、当時の奈良尾下代職江頭助造外2名から岩瀬浦代官坪井総之助に宛てた書簡の一節によると、「慶長の始め頃(1596～)から紀州有田郡広浦(現和歌山県有田郡広川町)の漁師たちが鰹釣に奈良尾までくるようになり、奈良尾に居着く者もいた」と記述されている。上記の記録から、今日の奈良尾の基礎作りに紀州の漁師たちの力が大きく寄与していると考えられる。

奈良尾の先駆者の一人となったのは広浦の漁師戸田長兵衛で、鰹釣のため毎年旅漁に来て奈良尾に居着くこととなり、屋号を五島屋として一時は大いに栄え、藩主に再三献金したため帯刀御免となったといわれている。この戸田家は現在の広川町の旧家戸田氏の分家といわれ、後の調査により、系図がほぼ一致していることが判明した。これらは、広川町との深い関わりを示す代表的な事例である。

また、現在の奈良尾郷妙典には、多数の無縁墓碑がある。そのほとんどは紀州出身者のものであり、古くは、寛永2年(1625)建立のものがある。昭和38年(1963)11月、奈良尾町議員団一行は広川町を視察し、これを契機に両町はお互いに姉妹町として協定を結んでいる。昭和44年(1969)5月には広川町から広川町郷土史編纂委員が奈良尾を訪れ、漁業



写真2-5 妙典無縁墓碑群

関係資料の調査や妙典墓地の調査を行った。この調査の結果、墓碑の総数は163基で、年代は寛永年間から万延年間まで約二百数十年にわたっていることが判明した。現在、墓碑は墓地の中心部に移され、妙典無縁墓碑群として、新上五島町の文化財に指定されている。

一方、奈良尾に進出した紀州漁民の故郷である広川町の八幡宮には、天明3年(1783)8月神輿の修復に際して、五島に進出した網元連中が願主となってその費用を負担している記録も残されている。

このように、奈良尾の歴史は約400年で、紀州(和歌山地方)との歴史的つながりが深いことが特徴である。また、そのつながりをもとに漁業で発展した町という特徴をあわせもつ地域である。

(2) 奈良尾神社との関係

明治8年(1875)に書かれた神社明細帳によると、奈良尾神社の創建は不詳ながら、当時「七社神社」と呼ばれていた。奈良尾郷金山地区(現在の奈良尾総合体育館付近)の中腹に当土神社^{うぶすな}を建立して七体のご神体を祀ってあったので、七社宮と称したと伝えられている。しかし、年々鰯の豊漁が続き、周囲が鰯の干し場となり神域を汚すので、金山から現在の場所(奈良尾郷田中区)に移したとされる(「ふるさと物語」1977)。

また、昭和15年(1940)に皇紀二千六百年を記念して七社宮を奈良尾神社に改名した。その後、不運にも昭和53年に社殿が火災に見舞われ、翌年再建された。

アコウとの関係は、大正12、3年頃に撮影された写真2-6(P.30)からも推察されるように、当時から神社のご神木として地域住民の信仰の対象となっており、現在も手厚く管理されている。また、奈良尾神社の天然の鳥居として表されるなど、奈良尾神社とは深い関わりがある。

参考文献

津田豊水 1973.「奈良尾町郷土史」. pp.141-166., 奈良尾町郷土史編纂委員会、奈良尾町.
梶村丈太郎 1977.「ふるさと物語」. pp.4-5., 梶村家孫一同、奈良尾町

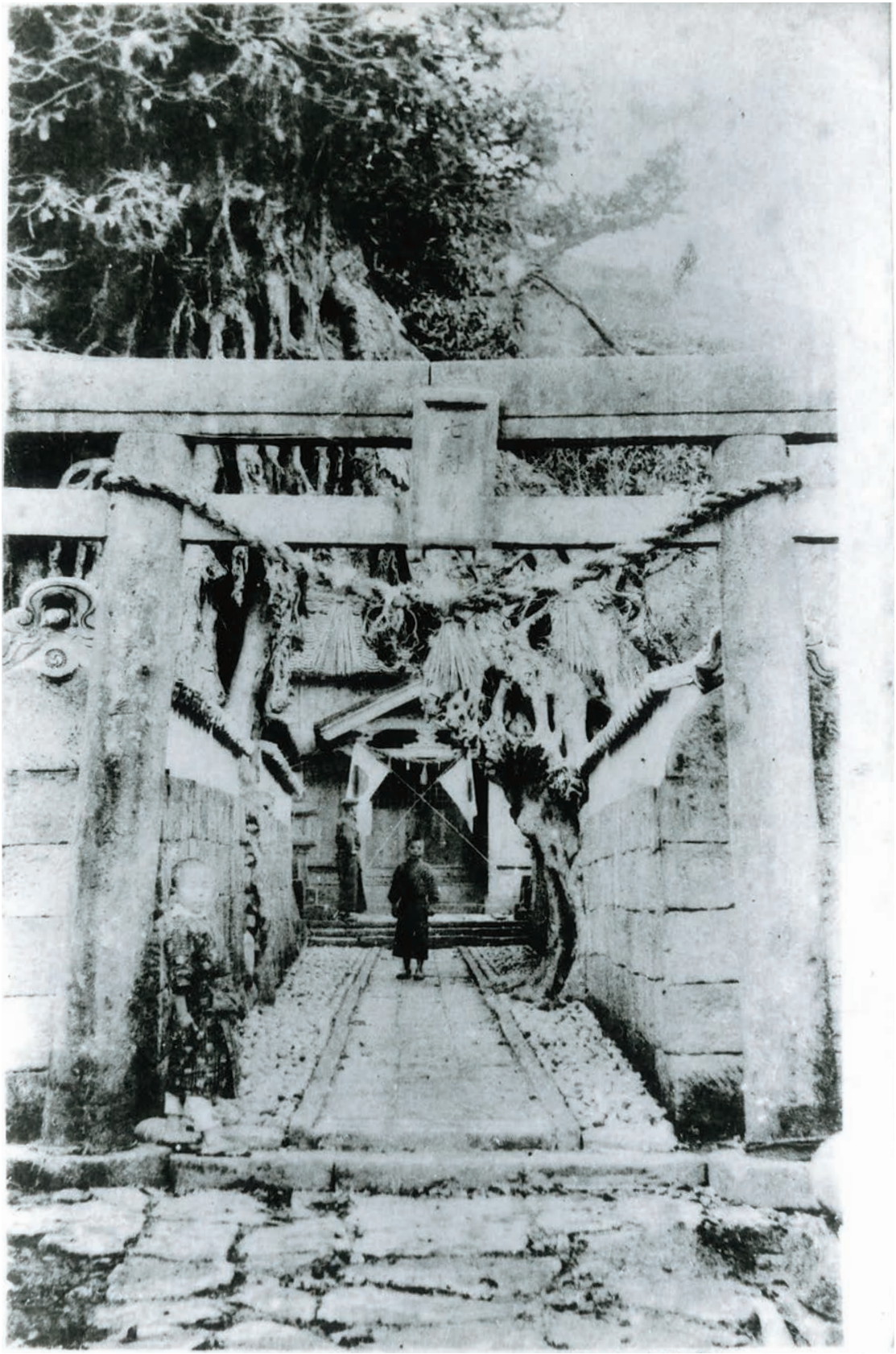


写真2-6 七社宮（大正12、3年頃撮影）

第3章 奈良尾のアコウの本質的価値

第1節 本質的価値の明示

昭和36年（1961）に指定された際の指定理由は下記のとおりである。

- | | |
|---------|--|
| 一、基準 | 特別史跡名勝天然記念物および史跡名勝天然記念物指定基準天然記念物植物の部第一※による |
| 二、説明 | 奈良尾神社の境内にある。地上七メートルのところから下は二大根幹にわかれ、それぞれの目通りの周囲は約六メートルおよび七メートルである。枝葉の繁茂はきわめて盛んで枝張の面積は約二〇〇坪に及ぶ。アコウの巨樹として有数のものである。 |
| 三、保存の要件 | 枝の折損その他樹木を傷つけたり、成長に影響を及ぼす行為をしないこと。
※名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢（巨樹に該当） |

昭和24年（1949）6月に申請された申請調書には下記のとおり記述されている。

- | | |
|-------------------|---|
| 史蹟（天然記念物）申請調書 | |
| 一 種別 | 天然記念物 |
| 二 名称 | 五島奈良尾のアコウ |
| 三 所在地 | 長崎縣南松浦郡奈良尾町奈良尾郷三三二番地 |
| 四 交通の順路 | 奈良尾港より西百五拾米奈良尾神社境内 |
| 五 現状説明 | 約百八拾坪繁茂 目通り四丈※三尺周囲二丈及二丈三尺の巨木にて繁茂す |
| 六 由来傳説 | 古老の言に依れば當あこウ樹は紀州より奈良尾に初めて漁師移住せし頃より繁茂せり
之の言より推察すれば四百年余り年月を経しものと思料せられる |
| 七 其の他指定上参考となるべき事項 | 該巨木は神木として保存せり |
| 八 要指定の理由 | 該巨木は温帯植物にして五島に皆無にて旅人は珍樹として讚美せり。 |
| 九 指定に対する所有者意向 | 異議なし
※1丈は10尺と定義されている。1丈は約3.0303メートル |

また、文化財保護法（第2条第4項）において、記念物は下記のとおり定義されている。

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

「奈良尾のアコウ」の本質的価値とは、史跡名勝天然記念物指定基準天然記念物植物の部第一により、日本国内において有数のアコウの巨樹であることである。また、上記説明文にあるとおり、地上7mのところから下は二大根幹にわかれ、それぞれの目通りの周囲は約6mおよび7mであり、枝葉の繁茂はきわめて盛んで枝張の面積は約200坪（約660㎡）に及ぶ点も奈良尾のアコウの特筆すべき点であり、本質的価値を構成する。

さらに、大きなアコウの巨樹を育てた環境にも目を向ける必要がある。アコウの成長を下支えしている土壌や地勢といった自然環境の条件が揃っていることで有数のアコウの巨樹が生まれた。奈良尾のアコウとその自生する立地条件にも本質的価値がある。

第2節 文化的価値の側面

奈良尾のアコウは、第2章第4節「奈良尾地域の概要」に記述したとおり、奈良尾神社との深い関わりがある。神社参道にそびえ立つアコウは、奈良尾神社の天然の鳥居と表され、信仰の対象としても地域住民に手厚く守られてきた。毎年開催される奈良尾神社の例大祭時にはアコウの下を、神輿を通し村回りに出るなど、奈良尾地区の風習や生活に欠かすことのできないものとなっている。

また、紀州漁民による移住によって形成された奈良尾集落は漁業で栄えた町である。漁業は危険の伴う仕事であり、航海安全や大漁祈願の成就のため、集落には多くの神社が建立されている。それら社殿の多くは、漁民によって建立・改修されるなど、奈良尾独特の文化である。

このように、奈良尾のアコウは奈良尾地区の生活文化や歴史を証明する文化的価値の側面もあわせ持っている。

第4章 現状と課題

第1節 保安全管理

奈良尾のアコウの保安全管理について、アコウ単木と地域住民側に分けて現状と課題を整理することとする。なお、アコウ単木の現状と課題については、平成30年度に実施した樹木調査をもとに課題を整理した。

1 アコウ単木の現状と課題

(1) 周辺環境の影響

奈良尾のアコウは、奈良尾神社の境内にあり、立地は海に向かう丘陵地で、社殿・社務所・隣接する民家の中にあり、強風から守られ、大きく樹形が損なわれることなく樹齢を重ねてきた。しかし、現在、境内や周辺がアコウの根元近くまで舗装され、図4-1（P.36）のとおり、土表面が露出している部分のごく僅かである。特に、アコウの根元をくぐり通る参道や根元に近い隣地の駐車場がコンクリート舗装されていることから、地下への水分の浸透量が十分ではないと考えられる。なお、境内の樹木（クスノキ・イチョウ）の枝葉がアコウのものと重なってきていることから、境内内部のその他の樹木の取扱いも今後の課題である。

(2) 根系、根元、土壌の状況

図4-2（P.37）のとおり、アコウ周辺の4地点について土壌の硬度、透水性、及び酸度（pH）について調査を実施した。その結果は下記のとおりである。

表4-1 硬度試験

	試験結果	今後の対策
A地点	概ねS値は、0.7～2.0の値 少し締まった土壌である	石礫が混在するため値に差はあるが、固い層もあるため改良したほうがよい
B地点	概ねS値は、1.0以下の値 硬い土壌である	石礫が混在するため値に差はあるが、根の伸長が困難な土壌であり改良が必要
C地点	S値は、0.7以下の値 固結した土壌である	石礫が混在するため値に差はあるが、根の伸長が困難な土壌であり改良が必要
D地点	S値は、0.7以下の値 固結した土壌である	石礫が混在するため値に差はあるが、根の伸長が困難な土壌であり改良が必要

試験方法：長谷川式土壌貫入計による試験、軟らか度（cm /drop）の測定

軟らか度（S値）の判定基準値

軟らか度 S 値（cm /drop）	植栽基盤としての判定 根の混入の可否	硬さの表現	判 定
S 値 ≤ 0.7	多くの根が混入困難	固結	× ×
0.7 < S 値 ≤ 1.0	根系発達に阻害あり	硬い	×
1.0 < S 値 ≤ 1.5	根系発達阻害樹種あり	締まった	△
1.5 < S 値 ≤ 4.0	根系発達に阻害なし	軟らか	○
4.1 < S 値	根系発達に阻害なし(支持力低下、乾燥)	膨軟過ぎ	△

出典 植栽基盤整備ハンドブック （一社）日本造園建設協会

表 4－2 透水性試験

	試験結果（最終減水能）	判 定
A 地点	300 以上（mm /hr）	良好
B 地点	300 以上（mm /hr）	良好
C 地点	300 以上（mm /hr）	良好
D 地点	300 以上（mm /hr）	良好

試験方法：長谷川式簡易現場透水試験機による試験、最終減水能（mm /hr）の測定

透水性の判定基準値

最終減水能（mm /hr）	判定基準		予想される障害等
最終減水能 ≤ 10	×	不良	湿け枯れ
10 < 最終減水能 < 30	△	やや不良	枯れ等の障害
30 ≤ 最終減水能 < 100	○	可	—
100 ≤ 最終減水能	◎	良好	—

出典 植栽基盤整備ハンドブック （一社）日本造園建設協会

表 4－3 酸度（pH）試験

	試験結果（pH）	判 定
A 地点	6.5	良好
B 地点	6.0	良好
C 地点	4.5 ～ 5.5	良好
D 地点	6.0	良好

試験方法：pH試験器によるpHの測定

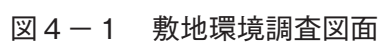
pHの判定基準値

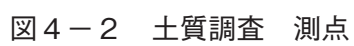
pH の望ましい数値	pH = 4.5 ～ 7.5
------------	----------------

出典 植栽基盤整備ハンドブック （一社）日本造園建設協会

土壌調査の結果、透水性及び酸度については問題なかったが、硬度については固結部分があり、土壌改良が必要との診断結果であった。

また、地際周辺部の地表に露出した根系を調査したが、病原菌や腐朽部分は無しという調査結果であった。





(3) 太枝、幹の状況

太枝及び幹の分岐部分において腐朽が進行し、内部に雨水が侵入している箇所が確認された。早急な対応が必要である。



写真 4－1 東側全景



写真 4－2 腐朽部東①

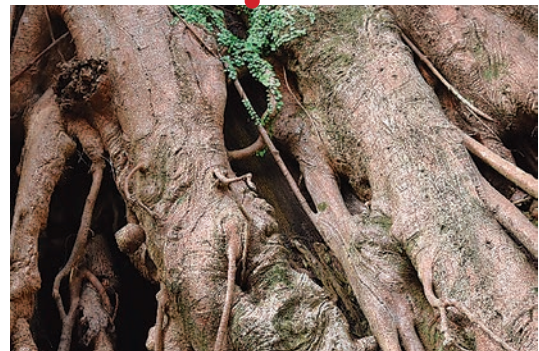


写真 4－3 腐朽部東②

(4) 枝葉の状況

全体的には旺盛に見えるものの、梢端及び内側に中枝・小枝の枯死枝が多くみられる。

光や水分環境によるほか、樹勢の衰えに起因することもあるので、土壌改良・発根促進が必要である。また、枯死枝は落下の危険もあるため、その都度除去するのが望ましい。



写真 4－4 東側枯死枝①



写真 4－5 東側枯死枝②

（５） 支柱の状況

昭和62年（1987）の台風12号による強風で社務所側の太枝が折損落下した。同様の被害を未然に防止するため、昭和63年（1988）に横に伸びる太枝を支えるため2本のコンクリート擬木を設置した。しかし、平成18年（2006）9月に襲来した台風13号により、アコウの太枝等の揺れで鳥居その他が損壊し、その後鳥居の再建は断念されている。現在、支柱の劣化が著しく支柱の崩壊と太枝の折損落下が懸念される。近年、台風が大型化する傾向があり、各地で災害が頻発していることから、支柱の取り換えと強化は喫緊の課題と思われる。

外観診断カルテ

外 観 診 断									
路線名		測点	奈良尾神社境内		診断日	H30.11~H31.1		天候	晴れ
樹種名	アコウ		形状寸法	H= 19.0m、C= 10.8m、W= 30.0m、根本周 = cm					
樹種番号		植栽形態	☒ 単独升 ☐ 植栽帯 ☐ 緑地内 支柱 ☐ 良好 ☐ なし ☒ 破損						
活力	樹勢(枝の伸長率、梢端の枯損、枝の枯損、葉の密度、葉の大きさ、葉色等)				0	1	2	3	4
	樹形(主幹・骨格となる大枝・枝などの枯損及び欠損、枝の密度と配置等)				0	1	2	3	4
枝	大枝の主な被害 被害箇所(箇所)	樹皮枯死・欠損 腐朽 空洞 キノコ 枯れ枝 (なし) (小・大) (なし) (小・大) (なし) (小・大) (なし・あり) (なし・あり)							
	根の主な被害 被害箇所(箇所)	樹皮枯死・欠損 腐朽 空洞 キノコ 亀裂 (なし) (小・大) (なし) (小・大) (なし) (小・大) (なし・あり) (なし・あり)							
幹	主な被害	樹皮枯死・欠損部の周囲長比率 なし 1/3 未満 1/3 以上							
	形状	材 の 腐 朽 なし あり(状態:)							
	縦 cm	芯に達した開口空洞 なし 1/3 未満 1/3 以上							
	横 cm	(幹周に対する開口空洞周囲長比率)							
	被害箇所数	キ ノ コ なし あり							
	――箇所	木 槌 打 診 異常音なし 異常音あり							
	幹 の 分 岐 部	腐朽 空洞 キノコ 亀裂							
	☐ 分岐なし ☒ 分岐あり	(なし) (小・大) (なし) (小・大) (なし・あり) (なし・あり)							
	不 自 然 な 樹 幹 傾 斜	なし あり(状態:)							
	幹を押したときの根本の揺らぎ	揺れない 揺れる							
永年性がんしゅなどの胴枯性病害	なし 小 大(種類:)								
虫 孔 ・ 虫 フ ン ・ ヤ ニ	なし あり(状態:)								
根元	主な被害	樹皮枯死・欠損部の周囲長比率 なし 1/3 未満 1/3 以上							
	形状	材 の 腐 朽 なし あり(状態:)							
	縦 cm	芯に達した開口空洞 なし 1/3 未満 1/3 以上							
	横 cm	(幹周に対する開口空洞周囲長比率)							
	被害箇所数	キ ノ コ なし あり							
	――箇所	ル ト カ ラ ー 地際に見える 地際に見えない							
	鋼 棒 貫 入	異常なし 異常あり							
	虫 孔 ・ 虫 フ ン ・ ヤ ニ	なし あり(状態:)							
評価・対策	所 見	所見は全体的に健全のように見える。しかし、中枝・小枝に枯損枝が見られ、幹・太枝に腐朽部が少なくない。また周辺は舗装面が多く植栽基盤改良が必要である。							
	安 全 度 (災害に耐える度合)	安全 ・ 注意 ・ 少し危険 ・ 危険 ・ 倒壊の恐れ							
	保 護 ・ 管 理	・ 枯損枝・病害枝の切除(太枝・中枝・小枝・てんぐす病枝)							
		・ 剪定・整姿(太枝・中枝・小枝・ひこばえ・かざら類)							
		・ 切口保護(枝・幹・根元)							
		・ 樹皮の欠損、病害部保護(枝・幹・根元)							
		・ 腐朽部の治療、枝(大・中・小)、幹(大・中・小)、根元(大・中・小)							
		・ 倒壊防止(樹体保護・ワイヤー支柱・丸太支柱・鋼管支柱)							
・ 樹勢回復(発根促進剤・活力剤・固形肥料)									
・ その他									

図 4-3 「奈良尾のアコウ」 外観診断カルテ

2 地域住民側の現状と課題

(1) 地道な清掃活動

奈良尾のアコウは、奈良尾神社の境内にあることから、奈良尾郷田中区の方々（6世帯）が長年にわたり定期的に清掃を行っている。また、毎年5～6月の葉替わり期や台風等による潮害を受けた場合などには、一定期間おびただしい量の落ち葉があり、作業は重労働である。

そのような状況の中、奈良尾地区の人口は、平成16年（2004）3月末時点で計1,334名、15年後の平成31年（2019）3月末時点で計717名と、減少率は約46%と大変厳しい状況である。さらに高齢化率に目を転じると、平成16年3月末時点で35.8%、平成31年3月末時点で58.7%となっており、住民の半数以上が65歳以上の高齢者となっている。

このように、管理の担い手となる絶対数の減少が進んでおり、現在の体制を今後継続できるか非常に難しい状況に差し掛かっている。

表4－4 奈良尾地区の人口と高齢化率 【住民基本台帳調べ】

	平成16年 3 月	平成21年 3 月	平成26年 3 月	平成31年 3 月
先小路	182	149	106	85
庚申山	271	204	163	135
田 中	390	301	238	200
宮 田	491	435	357	297
合 計	1,334	1,089	864	717
高齢化率	35.8%	42.8%	51.0%	58.7%

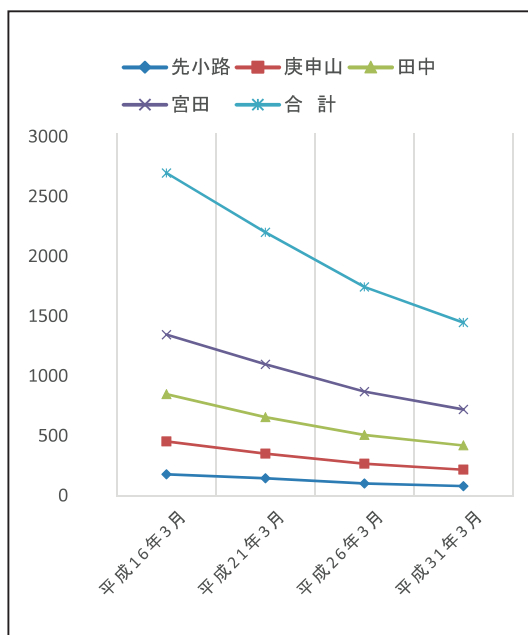


図4-4 奈良尾地区人口推移
【住民基本台帳調べ】

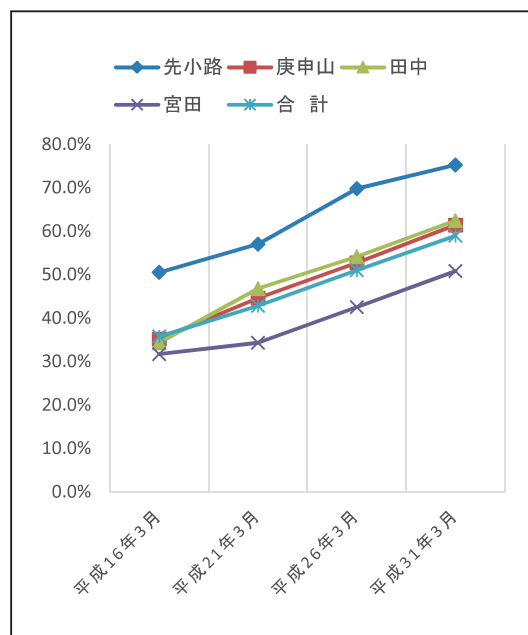


図4-5 奈良尾地区高齢化率推移
【住民基本台帳調べ】

(2) アコウの生態に関する共通理解と異常の早期発見

アコウはクワ科の常緑高木で、幹や枝から気根を垂らす特徴がある。気根には空気中の水分を吸収する働きがあるなど、むやみに剪定などの処置をしないよう、アコウの特性を十分理解する必要がある。また、異常をなるべく早く発見するなど、定期的な点検マニュアル等の作成が必要と考えられる。

(3) 奈良尾のアコウの価値意識の希薄化

これまで、奈良尾のアコウの天然記念物としての価値について、地域住民を対象にした講座などでの説明を実施したことはほとんどない。どうして奈良尾のアコウは国の天然記念物に指定されたのか、また奈良尾のアコウは奈良尾地区にとってどのような価値があるのか周知に努め、地域住民があらためてアコウの価値を理解することが必要である。

第2節 活用

1 観光振興

「奈良尾のアコウ」は、新上五島町を代表する観光名所として、町の観光パンフレットやモデルコースの見学地として数多く取り挙げられている。平成30年7月、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録されたことにより、構成資産である頭ヶ島の集落を訪れる団体ツアー客が増加している。それに伴い、新上五島町全体としても、観光客は増加傾向にあるが、新上五島町観光統計によると（表4-5）、奈良尾のアコウを訪れる団体ツアー客数は減少している。これは、世界文化遺産登録に伴い、新上五島町内の教会が注目されるようになり、アコウが観光コースから除外されることが多くなったためと考えられる。

表4-5 奈良尾のアコウ観光客数【観光統計調べ】（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	月平均	一日平均
1月	11	18	33	20.7	0.67
2月	47	0	30	25.7	0.92
3月	360	220	107	229.0	7.39
4月	222	51	163	145.3	4.84
5月	623	182	139	314.7	10.15
6月	188	97	161	148.7	4.96
7月	93	170	43	102.0	3.29
8月	115	60	29	68.0	2.19
9月	239	19	9	89.0	2.97
10月	148	55	92	98.3	3.17
11月	245	39	65	116.3	3.88
12月	151	35	83	89.7	2.89
合 計	2,442	946	954		

※団体客数のみを把握した数値であり、個人客は含まれていない。

また、平成30年以降は統計をとっていない。

一方で、奈良尾地区で幼少期を過ごしたアイドルがアコウや奈良尾地区を紹介したことがきっかけとなり、一部のファンが訪れるなど、個人客や小グループの観光客数は増加している。また、平成31年3月には、町営の奈良尾温泉センター内にリゾートホテルがオープンしており、今後、アコウを見学に訪れる個人客の増加が見込まれるものの、来訪者の確保には、情報発信やガイドコンテンツ等の充実・整備が必要である。

アコウを見学する際の課題に、アコウの場所(奈良尾神社)が集落内に存在するため、道路沿いからわかりにくい点が挙げられる。特に個人のレンタカー等でこられる来訪者は駐車場がわからなく、声をかけられることが多いとの声をよく耳にする。ほとんどのカーナビで「奈良尾のアコウ」で検索しても表示されず、またアコウ見学者専用の駐車場も整備されていない。

また、奈良尾地区の玄関口として、奈良尾港ターミナルがあり、平成30年は年間約11万人の乗降客が利用している。来訪者の出発地となる場所であるものの、町内の観光地を紹介するコーナーに少しだけアコウの案内がされているのみである。

以下に、主として来訪者のために整備したものの現状と課題を記述する。



写真4-6 カーナビの画面
(奈良尾のアコウでは検索できない)

(1) ガイドコンテンツ

アコウ周辺ガイドコンテンツとして整備されているものは、案内板・「奈良尾あこう樹」スタンプ・エアサイネージ※1(4カ国語に対応)がある。案内板については、樹齢の修正や、アコウに関する情報量が少ないなどの問題があるため、建て替えの検討が必要である。

今後は、来訪者の満足度を向上させるために、ガイドコンテンツを増やし、また、既に設置済みのものは定期的に更新していく必要がある。



写真4-7 案内板設置状況

※1……Wi-Fiを用い、利用者のスマートフォンに動画などの情報を提供すること

(2) 観光マップ

地元有志が「奈良尾あこう樹プロジェクト」を設立し、奈良尾周辺の観光案内マップ（ねるちゃんマップ）を刊行し、町内の各港ターミナルや町の観光案内所等に配布している。マップ製作には、地元高校生や商店などが関わっており、刊行された際は、新聞等に取り上げられた。今後も定期的な更新や新たなターゲット目線での増刷等も検討する必要がある。

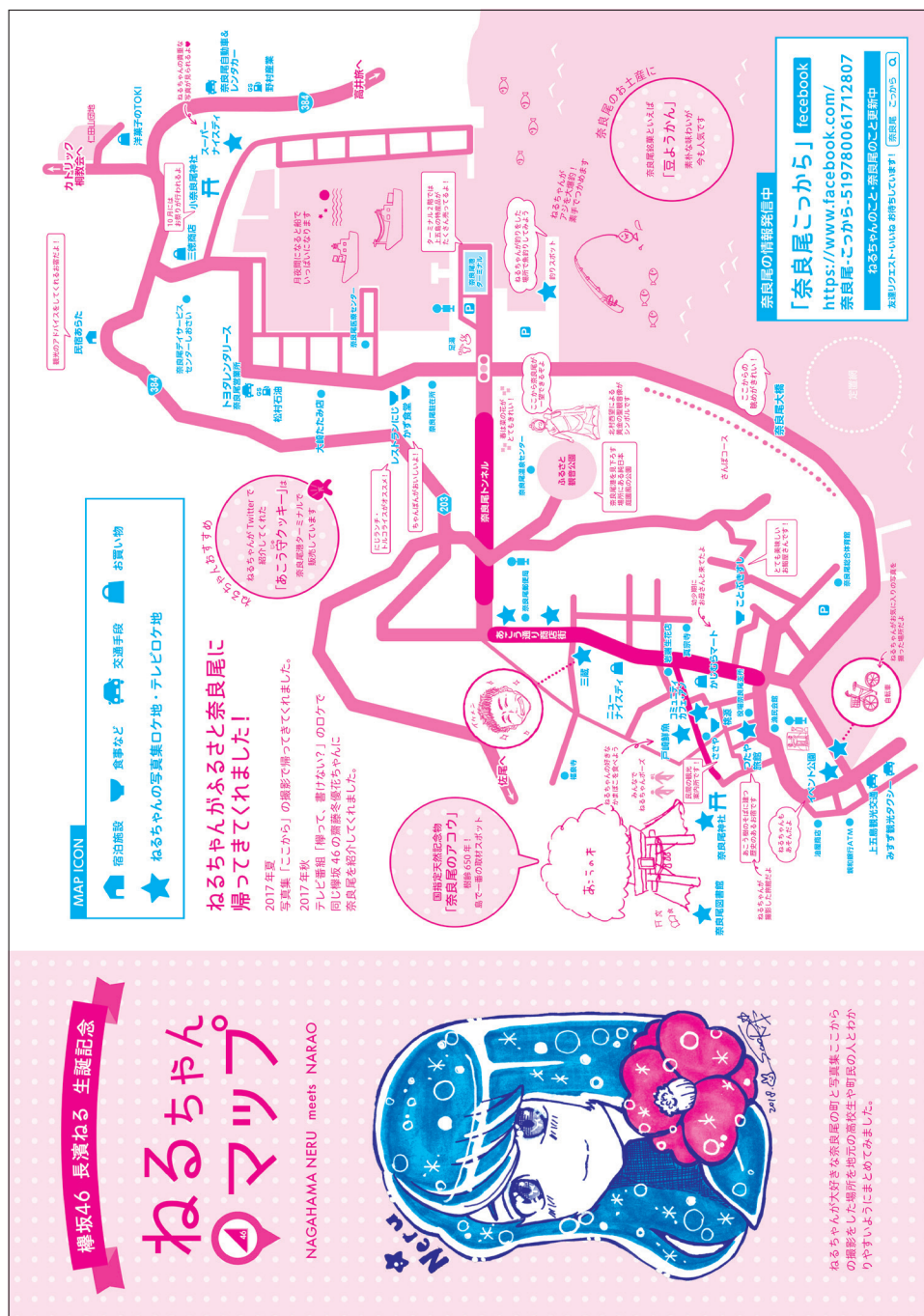


図4-6 ねるちゃんマップ

(3) アコウ関連商品の開発

地元奈良尾の洋菓子店が名産「五島うどん」の粉を使い、アコウの姿を形にした「あこう守^{じゅ}クッキー」を製造・販売している。開発には地元の長崎県立中五島高校情報部の生徒たちが関わり、パッケージ等のデザインを担当した。奈良尾港ターミナル内で限定販売されている。

同じく奈良尾の畳店が畳縁を使った御守り「あこう守^{もり}」を作り、奈良尾神社本殿内で購入できるようにしている。

これらは奈良尾のアコウを見学に来た観光客等へのお土産品として製造されたもので、来訪者の満足度向上に寄与していると考えられる。今後は、これらの販売を通じて、アコウの保全管理に繋げられるような仕組みづくりや協力体制の検討が必要である。



写真4-8 あこう守クッキー



写真4-9 あこう守

2 地域振興

アコウが生育している奈良尾神社の境内では、「奈良尾あこう樹プロジェクト」により、年末年始にかけて夜間にライトアップのイベントが実施されている。また正月三が日には、参拝者向けに「あこう守^{じゅ}クッキー」や「あこう守^{もり}」の販売等も行われている。これら境内でのイベントはアコウの魅力向上・認知度向上に寄与していると考えられる。今後は情報発信の強化、また多くの人が集まるようなイベントの創意工夫が課題である。

また、あこう通りでは、毎月1回、奈良尾日曜朝市が実施され、神社境内の隣の駐車場は、買い物客の休憩スペース及び抽選会場として活用されている。これは直接的なアコウの活用事例ではないが、住民が集う場としてアコウの緑陰が活用されることは、住民のアコウに対する愛着の向上に寄与すると考えられる。今後は、こういったイベント以外でも、地域住民と来訪者が交流する場として、アコウ周辺の整備を検討していくことが求め



図4-7 郵便局風景印

られる。

また、図4－7のとおり、昨年9月から奈良尾郵便局の風景印※に奈良尾のアコウの図柄が採用された。

※風景印とは、郵便局で使用される消印のひとつで、使用される郵便局の風景や名所などが描かれている。



写真4－10 奈良尾日曜朝市
(令和元年5月撮影)



写真4－11 奈良尾日曜朝市
(令和元年5月撮影)

3 教育

地元の奈良尾小学校では、3、4年生の総合学習の時間で奈良尾地域の民話をまとめた『新上五島町の昔ばなし（奈良尾編）』を用い、奈良尾のアコウの言い伝えなどに関する学習が行われている。令和元年度は1学期に田中区長を招いてアコウに関する学習を行い、2学期にアコウを題材にした民話の劇が家族地域参観日に披露された。その他の地区の小学校及び中学校においては、奈良尾のアコウに関する学習の機会には特に設けられていない。新上五島町唯一の国の天然記念物であるアコウの認知度向上のため、学習機会が増えるよう働きかけていかなければならない。

社会教育の面では、アコウに関する学習講座や講演会等が開催されたことはない。学校教育同様、町民にアコウの価値を伝える機会をもっと増やしていかなければならない。



写真 4-12 奈良尾小学校の家族地域
参観日での発表の様子



写真 4-13 奈良尾小学校3、4年生が
作成したアコウの壁新聞

第3節 運営・体制

1 地域住民（奈良尾郷田中区）における運営・体制の現状と課題

アコウの日常的な保安全管理については、奈良尾神社のご神木との面から、奈良尾神社、神社総代及び氏子らによって大切に管理されている。落葉の時期には、周辺住民が清掃を行っている。清掃活動は、当番制などの確立した体制が整えられておらず、一部の住民がボランティアで実施している状況である。

活用面での体制については、前述のとおり、地元有志により「奈良尾あこう樹プロジェクト」が平成29年（2017）に結成され、アコウの魅力を伝える活動やアコウを利用した地域おこし活動など自発的な取り組みが進められている。

今後の課題としては、奈良尾地区の人口減少・高齢化により、担い手の確保が難しくなっているため、アコウに関わる人を増やし、活用面も含めた組織化された管理・運営体制を構築していく必要がある。

2 行政における運営・体制の現状と課題

奈良尾のアコウは文化財保護の所管課である新上五島町教育委員会文化財課が保護に関する主担当として取り組んでいる。地域住民がアコウの異変を発見した場合や、危険な枯死枝の除去依頼など、役場奈良尾支所を通じて文化財課に連絡があり、現状変更等の各種手続きを行う支援体制を整えている。

なお、活用面に関しては、行政内で確立した体制は整えられておらず、今後観光商工課や地域づくりを所管する総合政策課、また商工会などと連携し、総合的に取り組む必要がある。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

奈良尾のアコウは、昭和36年(1961)の天然記念物指定以前から、約650年以上もの間、地域住民に見守られ成長してきた。今後もその成長は止むことなく、10年、20年さらには100年と生き続けられるよう、保全管理していくことが重要である。そのために、今できること、将来に渡り継続していくことを模索しながら取り組んでいく必要がある。

また、アコウは生き物であることを念頭に据え、一早くその変化に気付く事が大切である。落葉時期のずれや例年と比較した葉の大小の変化など、より早くその変化に気付く事で、樹勢の診断や早期の対応が可能となるため、定期的かつ長期的なモニタリングが重要である。

一方、奈良尾のアコウを取り巻く環境は、今後劇的に変化する恐れがある。特に高齢化や人口減少に伴う管理者の担い手不足は最重要課題であり、今回の保存活用計画策定の発端の一つとなった。担い手を確保していくためには、地域住民にアコウの価値を正確に伝えなければならない。奈良尾のアコウを将来に継承し、私達の子孫もその恩恵を等しく享受できるよう努めなければならない。そのためには、アコウと地域の人々が共存・共生できる環境を整えることが大切であり、お互いの生活に折り合いをつけていく必要がある。

また、近年は奈良尾のアコウを見学にくる個人客や小グループの観光客が増加傾向にある。交流人口の拡大による地域活性化につながるよう魅力ある観光資源として活用を図る必要がある。奈良尾集落の形成には紀州からきた漁師たちの存在が大きく寄与した歴史的背景がある。人口減少が進む中、今も昔も変わらない人と人とのつながりや交流を大切にし、奈良尾地区の活性化に繋げていかなければならない。

このような現状をもとに大綱として下記のとおり示す。

奈良尾地区のシンボルであるアコウと地域の人々が、共に生き、共に見守りあい、つながりを活かす地域づくり

第2節 基本方針

上記の大綱を実現するために、国指定天然記念物「奈良尾のアコウ」の保存活用について、次の5点を保存活用上の基本方針とする。

1 「奈良尾のアコウ」の価値の保全と、未来への継承を第一とする

国指定天然記念物の指定の価値を損なわないよう、生育状況の把握に努め、将来にわたり保存・継承していく。必要に応じて、被覆表面の改善や腐朽部の除去、土壌の改良など、樹木の保全活動を計画的に実施するとともに、万が一樹勢に衰えが生じた場合は、回復に向けて適切な処置を行う。

2 「奈良尾のアコウ」と地域住民の共存を目指す

奈良尾のアコウが住宅密集地に生育していることを踏まえ、近隣の住宅や周辺環境と調和した環境保全を図る。特に、枝葉の伸展や枯死枝等による、物的・人的被害が及ばないように注意する必要がある。

3 「奈良尾のアコウ」の価値を普及・啓発し、地域のシンボルとして誇りを醸成する

奈良尾のアコウは、新上五島町が誇る天然記念物であり、貴重な地域資源でもある。また、隣接する奈良尾神社とともに、自然や歴史を学習する場であり、住民が憩う場としても貴重な場所である。アコウの保全には地域住民の理解と協力が不可欠であり、学校教育及び社会教育との連携を図り、誇りや郷土愛の醸成に努める。

4 「奈良尾のアコウ」の環境整備を適切に行い、魅力ある観光資源として総合的な運用・活用を図る

奈良尾のアコウの活用を推進するためには、周辺の適切な環境整備とともに、総合的な活用を図る必要がある。特に、観光資源として用いる場合は、情報発信やルートサインなど、来訪者の視点にあわせた整備が必要である。

5 「奈良尾のアコウ」を管理および活用するための管理・運営団体の設立を目指す

人口減少が加速している本町では、奈良尾のアコウを管理する担い手不足が今後の最重要課題の一つである。担い手不足の解消には、保存会等の管理・運営団体の設立が望ましいと思われ、現在、奈良尾のアコウに関連した取組みを行っている個人や団体の協力・連携が不可欠である。また、管理・運営団体によって、将来の管理費や活用費が工面できるようにすることを目標とする。

第6章 保全管理

第1節 方向性

国の天然記念物に指定された価値を損なわないよう、健全な状態を維持する。

保全管理にあたっては、地域との共生を念頭に置き、アコウの保存に影響を及ぼさない範囲で樹幹や太枝については傷害部や腐朽部の処置、枝葉の成長については整枝剪定、枯死枝の除去などを適切に実施する。

また、アコウの健全な生育を維持するため、周辺環境についても適切な対策を講じる。

さらに、災害の未然防止や被害対策を検討するため必要と判断した時には、樹木医による診断を受け、意見を聴取して対応策を検討し適切に実施する。

アコウを健全な状態に維持するため、日常的かつ定期的に地元住民・関係者でその状況を観察するとともに、専門的な知識を持つ樹木医により定期診断を受ける。

生育状況を日常的に把握するためには、身近にいる地域住民の理解と協力が必要であり、地域住民の役割が大きい。アコウの生育場所は神社境内にあるとはいえ、住宅地に囲まれており、アコウがこれまで健全に生育して樹体や樹冠を維持できているのは、地元、とりわけ奈良尾郷田中区住民の理解と協力によるところがきわめて大きい。

なかでも、境内及び周辺での落葉落枝の収集作業は、境内の美観や来訪者が快適にアコウとふれあい親しむ空間、いわゆる「緑陰」を維持するために大切で、この作業が周辺住民によって継続してなされてきたことは、奈良尾郷田中区住民のアコウや奈良尾神社に対する心持の現れであって、単なる社会奉仕活動ではなく、郷土愛に支えられているものと推察される。このような状況から、奈良尾のアコウの生育状況についての日常的な観察は、地域住民により実施できるものと思われる。

一方、少子化・高齢化が急速に進んでいる本町において、所有者・地域住民・行政などが連携して取り組む体制をなお一層整え、発展するよう努める。

また、地域の有志らで結成されたグループや文化財の保全に関心を持つ島内外の個人や団体、長崎県文化財保護指導委員や長崎県樹木医会などと連携して奈良尾のアコウの調査観察・診断をおこない適切な処置を講じて、地元住民が心から愛し誇れる地域のシンボルとして子孫に継承できるよう保全管理する。

さらに、落葉落枝の収集作業については、奈良尾のアコウおよび奈良尾神社境内の修景・美化と緑陰の維持・保全の観点から島内外に広く情報を発信し、地元住民らを核としつつも広くかつ多くの協力を得て、持続的に活動できるよう体制を整える。

奈良尾のアコウおよび周辺環境についての今後の保全管理の具体的な方法については、平成30年（2018）に実施した樹木調査の結果、第2章第2節「アコウの植物学的特徴と天然記念物」および本章第2節に示す「保全管理に係るアコウの一般的特性」にもとづいて実施する。

一方、支柱については、太枝の折損を未然防止するため、劣化した支柱を交換する。

交換にあたっては、周辺の家屋や工作物が被害を被ることがないように支柱の強度計算を行い、樹体の成長による自重の増加と強風による揺れなどに十分耐えきれ性能を備えた資材と寸法を選定する。また、境内という特殊な環境に調和した形状・色彩に整える。

第2節 保安全管理に係るアコウの一般的特性

アコウの植物学的特徴については第2章第2節に述べているので、ここでは、アコウの保安全管理上、特に観察・調査・診断上必要な一般的特性について述べる。

1 生育の概要

- (1) **新芽と托葉**^{たくよう}：新芽は広卵形で托葉に包まれ大きい筆先状になる。托葉は、細長く5cmに達し、白色ないし淡紅色をおびる。托葉は葉柄のもとに1対をなし、新芽が伸びる時はすぐに落ち、離脱痕はほぼ枝を取り巻く。托葉も葉と同様に一時期に離脱し落下するので、落葉の量はかなり多くなる。



写真6-1 淡紅色の托葉



写真6-2 新葉展開前の托葉

(托葉は新葉の展開に伴い落下する)

- (2) **葉替わり**：常緑樹であるが、「多くの個体では、春、新葉が出る前に落葉して一時期全部ほぼ裸になる」と記している文献もあれば、「年に2～3回落葉し、すぐまた新芽をふいて葉が出る。南方の樹木が乾期に落葉する特性がアコウにもあるようである。」と記された文献もある。

森林総合研究所の調査によれば、5月に落葉するのがほぼ6割で、夏や秋口に落葉するものもあるとされる。アコウの葉は枝に着生している期間が8カ月程度であって、1年に1～2回落葉することになるが、その時期は個体によってさまざまである（森林総合研究所四国支所森林生態系研究グループ大谷研究員談）。

「奈良尾のアコウ」については、通常5月頃に1週間程度ですべての葉が落ち、その後1週間程度で新芽が一斉に出て展葉を完了する。



写真6-3 落葉した樹冠



写真6-4 新芽の展開が完了した樹冠

- (3) ^{かのう}花囊・^{かのう}果囊：一般的には、5月に枝または幹に5～10mmの単柄がある白色・球形の花囊を1～4個ずつ群着する。この花囊の中に多数の小さな花があるが、外からはまったく見えない。普通、一つの花囊の中に雄花、雌花と虫食い花が混生する雌雄同株とされている。

花囊は8～9月に熟してやや紫色を帯びた淡紅色の果囊になる。果囊には白点がある。直径1～1.5cmの球形である。

鹿児島県の屋久島で実施された調査では、年間いずれの時期でも平均3割ほどの個体が果実をつけており、果実がなくなる時期はまったくないことが分かった（九州の森と林業No.78「絞め殺し木アコウの生活史」2006）。

このため、着花・結実の時期を一般的に決めるのは適切でないと思われる。

ただし、奈良尾のアコウについては、通常3～4月に花囊が発生し、8月下旬頃から成熟した果囊が次々に落下する。



写真6-5 枝に生じた花囊



写真6-6 成熟した淡紅色の果囊

- (4) **根**：一般的に、垂直分布では「浅根型」に区分され、水平方向に浅く広がる特性がある。また、過湿・堅密な通気不良の土壌では、根系の成長は悪く、枝から気根が垂下するが、ガジュマルのようには多くないとされている。

しかし、奈良尾のアコウの場合は、周辺地表面の多くが舗装されている一方、地下水脈が周辺に豊富にあることから、根は水平方向よりも垂直方向に、より深く伸展していると推察される。

- (5) **白乳液**：樹皮や葉に傷ができるとその部位から白乳液が滲出する。この白乳液には、昆虫類に毒性がある成分が含まれており、そのため虫害の事例が少なく軽微なものになっていることがクワ科のクワやイチジクで報告されており、同じクワ科のアコウでも同様のことが推察される。アコウは葉の病害も軽微であり、白乳液が関与していることも考えられる。

また、太枝などから白乳液が滲出した場合、その部位から気根が発生することもある。

2 病虫害・気象害

- (1) **病害**：過去に「さび病^{びょう}」、「黒やに病^{くろ}」、「白も病^{しろ}」などの記録がある。このほかに目立った病害は記録されていない。これらの病害によって枯死に至ることではなく、総じて軽微な病害であると言える。

木材が軽軟であり、耐朽力が低いことから材質腐朽病による被害が予想されるが、これまでに報告はない。

広葉樹の腐朽病害は多く記録されており、アコウで発生する可能性は否定できない。現在、沖縄県など亜熱帯地域で発生している根株腐朽病害の一つである南根腐れ病^{みなみねくさびょう}など激烈な病害が発生する可能性もあるので、慎重な観察が必要である。

材質腐朽病は、太枝や幹あるいは根株や根系の支持力を極端に低下させるため、アコウの保全管理上、最も警戒すべき病害である。

- (2) **虫害**：「ミカンコナジラミ」による葉の吸汁被害と併せて「すす病^{びょう}」が記録されている。

このほか食葉性害虫^{しょくようせい}や穿孔性害虫^{せんこうせい}による被害が発生した記録はない。これまで発生しても軽微な被害に留まっているものと推測される。

- (3) **風害**：昭和57年(1982)頃の強風により太枝の折損被害が発生し、昭和62年(1987)の台風12号による強風で社務所側の太枝が折損落下している。

また、平成3年(1991)には強風による太枝の揺れで石造りの鳥居が壊れる

被害も発生している。その際には、さらに被害が発生しないよう枝を伐採している。

材質腐朽病と併せて警戒すべき被害であり、その未然防止対策を慎重に検討するとともに十分に講じる必要がある。

- (4) **潮害**：平成30年（2018）に強風による潮害が発生した。アコウの葉に海水の飛沫が多くかかり、その後雨が降らなかったため海水が葉から流れ落ちず、海水の飛沫がかかった葉は、やがてしおれて落葉し、あるいは変色（褐変）した。

このような被害は、これまでにたびたび発生してきたものと推測される。異常落葉後の気象条件が平常であれば、その後、葉の色、大きさや数など葉の状況は通常の状態に回復すると思われる。

第3節 方法

1 適切な周辺環境の保全

(1) 隣接木との競合の解消

天然記念物に指定されているアコウの北西方向約16mにクスノキが隣接している。クスノキの樹冠がアコウの本来あるべき樹冠部の一部を占有しており、互いの枝葉が交差し競合している状況である。クスノキは本来樹勢が旺盛で成長が早く、樹冠を大きく広げる傾向がある。そのため、このクスノキは、将来にわたりアコウの健全な発達を阻害する可能性が高い。

このクスノキは現在枝枯れが多くみられ、石垣で囲まれた盛土上に生育しているため十分に水分が供給されていない状況がうかがえる。しかし、今後、根系が伸展して樹勢が回復すればアコウの生育をさらに阻害する可能性が高い。

また、クスノキの地際部が肥大して地際周辺に設置された石造りの工作物が倒れかけ、石垣もやや膨らみが生じているなど、神社境内の保全上も憂慮すべき状況になっていることから、樹木間の競合を解消しアコウの健全な生育を促すため、早期に伐採除去することが望ましい。

このほか、アコウの地際部周辺にはいくつかの広葉樹類があるが、高木になる樹木類は、アコウの健全な生育を阻害しないよう伐採除去する必要がある。

(2) 土壌環境の保全

樹木調査の結果、アコウの生育地周辺土壌の表面はコンクリートによる舗装が多く、雨水の土中への浸透が少ないことが指摘されている。また、土壌の硬度試験の結果、根系の伸長が阻害される状況であることが分かった。

土壌中への水分浸透量が少ないと樹木を衰退させる要因になることもあるため、

透水性舗装等による土壌の水分条件の改善が望ましい。根が集中している神社参道及び隣接する駐車場の舗装面の改修を計画的に実施する。(写真6-7、8参照)

ただし、駐車場については、私有地であるため、所有者と協議しながら進める。

土壌の硬化は、根の生育阻害引いては樹勢の低下に直結することから、土壌の入れ替えにより土壌の物理性を改善する。

また、アコウ主幹の地際周辺を取り囲むように置かれている石造りの工作物等は特に必要とは考えられないことから、除去するのが望ましい。

■緑化ブロック及び透水性舗装施工例



写真6-7 佐世保市東漸寺の大クス
(施工前)



写真6-8 佐世保市東漸寺の大クス
(施工後)

(3) 地下水脈の保全

アコウの周辺部で土壌表面が舗装されていないのは境内の一部だけであり、それ以外の民家が立ち並んでいる周辺は道路や駐車場も家屋敷地内もすべて舗装されていて、雨水の地下への浸透は極めて限られている。このような状況で全国有数の規模を誇るアコウが成長を続けるには、地下水が寄与しているとしか考えられない。

実際、アコウが生立している地区は「田中」と称する地区であり、地元識者によれば、この地区は奈良尾で水稻が栽培できる、ごく限られた地区であったとのことである。

また、奈良尾で水産業が盛んな時期には、イワシの加工工程で水が必要であったため、田中区の多くの家庭では井戸水を利用していたとのことである。

現に、アコウ周辺の民家には井戸があり、水面は驚くほど高く地下1m程度である。この地区は、以前から後背地からの水の供給に恵まれていたと考えられる。このように、ごく限られた土壌面しか露出していない状況下でアコウの生育を支えてきたのは地下水であることが推察される。

したがって、アコウの健全な生育を今後も維持するため、後背地での大規模な山林伐採や土地開発・地形変更する場合には、事前に周辺地域の地下水脈を確認

するとともに、地下水が遮断されないよう、地下水脈への影響がないように慎重に実施される必要がある。

(4) 光環境の保全

アコウは日当たりの良い場所を好む特性がある。そのため、周辺に高層ビルなど光環境を急激に変化させるような構造物の建設は慎重になされるべきである。今後、観光客など来島者の増加や社会状況の変化により、そのような事態が発生すること考えられることから、アコウの保全管理上十分な配慮が必要である。

2 幹・太枝の管理

樹木調査の結果、幹や太枝に腐朽した部分があることがわかった。特に大きい腐朽部は進行すると幹や枝の強度が低下するので、幹折れや枝折れの原因となり、その結果、樹勢にも影響する恐れがあることから、早急な治療が必要である。これまでに太枝の折損被害が発生していることから、未然防止のため、診断及び処置を実施する。実施にあたっては、専門知識を持つ樹木医に依頼することとし、適切な処置を行う。

なお、枯死した枝が確認された場合には、来訪者の安全確保上できるだけ早期に除去する。

3 樹冠の管理

近年、樹木の倒伏、枝の落下などが原因で人身事故が発生し、所有者である自治体が管理責任を問われる事例が全国で発生しており、重大事故が発生しないよう樹木の管理には十分注意する。

今回の樹木調査の結果、樹冠表層部や内部に中枝・小枝の枯死枝が多く見られることがわかった。放置すると落下する危険もあるため、定期的に点検し除去する必要がある。

また、伸長した枝葉については、電線、近隣住宅の外壁や屋根瓦等を傷つける恐れがあり、地域住民の生活に支障が生じる可能性が高いため、保存に影響が及ばない範囲において、適切に剪定する必要がある。剪定の方法については、下記のとおり適切に実施する。

なお、整枝については、樹冠の維持保全手法の一つととらえ、このほか支柱、枝吊りなどほかの手法で解決できない場合に限り、整枝を行うこととする。したがって、整枝と剪定は別扱いとし、整枝は個別事例的に状況に応じてその都度、県及び文化庁と協議し、指導をうけて樹冠の維持保全の手法を選択することとする。

(1) 剪定する時期

アコウは亜熱帯植物であり、温帯に分布しながらも、落葉、開花・結実などは四季の変化にやや同調しない生活史を持つ。しかし、気温が低下する秋から冬にかけ

ては病虫害の発生の危険性も低く、樹液（白乳液）の滲出量も減少するなど、樹木の生命活動もやや緩やかな時期で樹木に与える影響も比較的穏やかであることからこの時期に剪定することが好ましい。

（２）剪定の頻度

基本的に４年以内に最低１回は実施する。

しかし、枝葉の成長・繁茂の状況を確認し、適宜判断して実施する。

（３）剪定する箇所

- ・電線、民家及び社務所に接する恐れがある枝葉
- ・神社本殿に接する恐れがある枝葉
- ・折損落下により来訪者が危険にさらされる恐れがあると判断される枝葉
- ・折損落下により器物損壊の危険性が高いと判断される枝葉
(電線に接触する恐れがある場合には、電力会社により適宜剪定されている。)

（４）剪定で切り詰める程度

- ・住民の恐怖感を解消させる程度とし、現場に即して決定する。

（５）剪定後の処置

- ・切断面に殺菌及び癒合促進剤を丁寧に塗布すること。

（６）剪定実施にあたっての条件

- ・剪定作業の実施に当たっては、地域住民の意向に基づき、樹木医の診断結果を参考にする。

（７）こしえだ枯死枝

- ・切断除去する。

（８）気根

- ・原則として切断除去しない。

４ 根系部の保全

アコウは本来浅根性で、根は垂直方向より水平方向に地下浅く横へ広がる傾向があるとされている。しかし、奈良尾のアコウは、600年を超える巨樹であって樹冠も大きく広がっているにもかかわらず、地表部への根の露出部は少なく、根の肥大化による舗装面の割れは境内北側の駐車場以外見られない。このことから、「奈良

尾のアカウ」は、根の多くが地中へ伸展していると推察される。

根系は樹体を支える非常に重要な部位であって、根系を健全に保つことは樹木の保全管理上極めて大切である。

しかし、現在、根系が確認できるのは参道の地際部分、境内と駐車場の境界になっている石垣及び駐車場敷地部分であってごく限られている。

風倒被害を防止するためにも根系部の健全な発達を確保し、注意深く観察調査を実施する。

樹木調査の結果、アカウの樹冠下の地表を舗装面が多く占めていることが改めて確認された。地下への水分供給の改善のため、参道を根の保全に配慮した透水性舗装などに改良することが望ましい。また、踏圧による根系の衰弱を解消するため、来訪者などが直接地面や根を踏まないよう処置することも検討する。

また、北側駐車場と神社境内との境界に築かれた石垣にアカウの根が露出し、石垣を絞めている。「奈良尾のアカウ」ではここ以外にこのような場所がないことから、保存して一般に公開し、アカウの特性として根の状況を解説するなど活用を検討する。

5 定期的な支柱の交換

現在設置している支柱は、劣化しているため早急に置換える。支柱を設計するには適切な重量計算と強度計算を行い、自重のほか強風による揺れなどにも十分耐えうる強度と耐久性を併せ持つものを選定し、設置する。

今回の支柱取り換え後は、アカウの定期点検時に支柱についても併せて点検し、必要に応じて補修を行う。支柱の交換時期は、今回の交換から10年程度での交換が望ましい。支柱は、耐用年数と劣化状況及び神社本殿側に伸長する2本の太枝と支柱の接触面の状況を加味して検討し、交換する。アカウ樹体と支柱との接触面は自然に摩擦によってアカウの樹皮などに傷害部が生じやすく、折損に繋がる危険性も否めない。したがって、アカウと支柱との接触面で傷害部が生じないよう緩衝材を使用する。また、傷害部が拡大しないよう10年程度の比較的短期間で支柱を交換するのが望ましい。そのことを考えると木材を使用することも今後検討すべきと思われる。

支柱の素材については、劣化しにくく強靱な素材を用いるのが実効性及びコスト面からは最良であるが、アカウを健全に育成することを主眼に選定することが重要であるので、支柱の交換時期に最適な素材を検討・選択する。なお、場所が神社境内であるため周辺環境と調和した色彩に整える。

支柱を設置する位置については、敷地がそれほど広くなく支柱を設置できる場所が自ずと限られてくる状況にあり、大幅な変更はおこなわず、太枝部との接触点をずらす程度にする。併せて、接触面を広くとり、太枝の1カ所にかかる負荷を少し

でも軽減するなどの対応を考える。

また、支柱の設置数については、昭和62年（1987）の太枝の折損被害を受けて、同様の被害の未然防止のため、翌年に2本の支柱が設置された。本来、枝に支柱を設置すると設置しない場合に比べて枝がより先まで伸展する傾向が見られる。現在2本の太枝にそれぞれ1カ所支柱を設置しているが、成長に伴い枝葉の重量が増加するため支柱の数を増やすと枝は新たに設置した支柱を起点として、さらに伸展することが見込まれる。そのようにして出来上がる樹冠はアコウが本来形作る樹冠とは異なる形状になることが予想される。そのため、今回はこれまで設置してきた支柱を交換するだけにとどめ、他に支柱を増設しない。

ただし、樹木は毎年成長することから、支柱の負荷量軽減と自重による支柱設置部位からの太枝の折損被害を未然防止するため、支柱の増設や枝吊りなども検討し、選択枝の最終的な決定は個別事例的に判断する。剪定以外の手法で解決できない場合に限り整枝することとし、整枝と剪定をセットとして樹冠を保全管理するとは考えない。

なお、支柱の交換にあたっては、事前に地元説明会を開催し、地元住民の理解を得て実施する。

6 避雷針の設置

落雷による樹木の被害は多い。たとえば、長崎県諫早市にある国の天然記念物に指定されている「女夫木の大スギ」は樹高約30mの巨木であるが、度重なる落雷により樹幹が2つに裂開し、現在、樹勢は非常に衰弱している。また、対馬市にある県の天然記念物に指定されている「万松院の大スギ」は樹高約30mの巨木が3本あり、そのうちの1本は落雷により樹皮の多くが剥皮し、枝はごくわずかが残り衰弱した状態になっている。巨木の場合、落雷の危険性が高い。

アコウの樹冠は一般的に横に広がり上方に尖った針葉樹のようにはない。しかし、長崎地方気象台によれば、落雷の可能性を予知することはできず、形状による落雷の頻度が変わることはないとのことであった。また、地元有識者によれば奈良尾地区では落雷がしばしばあるとのことであった。このような状況から、落雷による被害を未然防止するため、避雷針を設置することが望まれる。

7 奈良尾のアコウ周辺の修景・美化、落葉落枝の収集への支援

奈良尾のアコウ周辺の修景美化は、来訪者が快適に境内を散策し緑陰を楽しむためには必要不可欠である。落葉の収集は年間を通して必要であるが、特に5～6月の落葉期には、葉や托葉が大量に落ちるので、これらの収集は周辺住民にとってかなりの負担になっている。

第4章「現状と課題」、第1節「保全管理」、2「地域住民側の現状と課題」で述

べたとおり、人口減少・高齢化がさらに進んでおり担い手が不足しているため、現在の体制を今後継続できるか非常に難しい状況に差し掛かっている。

このような状況を打開するため、地元が主体となって田中区だけでなく奈良尾4地区を含めた地域全体で広く協力体制を構築し、幅広く地元住民が保全活動に何らかの形で参画するよう支援する。

加えて、落葉の収集や修景・美化に係る取組みを持続的にこなえるような様々な活動を内容とする組織の立ち上げとその活動を支援する。

8 アコウのモニタリング

(1) 定期観察

アコウの異常を的確に把握するため、個々の部位について項目を定めて定期的に観察する。具体的な方法は、樹冠下部からの観察のほか、アコウの全体的な状況を良く観察できる地点を樹木に対して東西南北の各方向から3カ月に1回(春・夏・秋・冬)観察し、新上五島町文化財課長へ報告する。また、異常が見られた場合は、指摘しようとする箇所を写真撮影し「定期観察票(様式1)」に添付する。

なお、葉替わり期、着花および果の成熟期等については、適宜状況を把握して新上五島町文化財課長へ報告する。

この定期観察は、地元奈良尾地区でアコウに日頃から接することができる方、アコウに比較的詳しく熱心な地元の方やグループによって実施されることが望ましい。

観察では特に次の項目を重視する。

〈特に重視する観察部位と症状〉

- ・樹体部(枝、葉及び花・実):枝葉の民家への接触
- ・病害虫の発生及び樹勢:葉の色・大きさ
- ・気象災害の発生(風害・潮害など)と幹折れ、枝折れ及び異常落葉など
- ・支柱の劣化やアコウとの接触面での傷害発生や巻込みの有無
- ・境内及び周辺部の変化

(土壌・舗装面の変化、隣接木との枝葉の接触、工作物の崩壊や人為的被害など)

なお、アコウの樹体のほかに周辺部の土壌環境、隣接木との競合状況、土地開発、光環境など周辺環境の変化についても確認する。

(2) 日常観察

アコウの微妙な変化や突発的な急変などは定期的な観察では把握できないため日常的な観察がアコウの保安全管理には必要不可欠である。特定の主体を設定せず、地域住民などが「異常ではないか」とその異変に気づいた際に連絡できるシステムを構築しておく必要がある。連絡を受ける者としては、たとえば正として所有者の奈良尾神社の宮司(祢宜)が、副として田中区の区長などが想定される。不在の場合は、

新上五島町奈良尾支所に連絡する。連絡先は、奈良尾神社内に表示しておき、連絡が円滑になるよう準備しておく。連絡を受けた者は、新上五島町文化財課に概要を連絡する（様式2）。

（３）定期診断

全体的な樹勢の推移を見るため、樹木医に依頼して４年以内に１回、樹木診断を実施する。診断にあたっては、定期観察および日常観察の情報を参考にするとともに、「最新・樹木医の手引き改訂４版」（一般財団法人 日本緑化センター、2015）を参照する。

（４）緊急診断

災害の未然防止のためあるいは被害対応のため、必要と考えられる場合には樹木医の診断を受け、地元住民の意向と診断結果に基づき対策を講じる。

９ 異常が発見された場合の対応と災害の未然防止

（１）連絡体制と応急処置

定期観察や日常観察でアコウおよび周辺環境に異常が発見された場合は、ただちに奈良尾支所を経由し、あるいは直接、新上五島町文化財課へ概要を報告する。その後、文化財課の職員による現地確認を行い、対応策について検討する。台風等の強風による太枝の折損落下など人命や健康及び財産の保全並びに天然記念物の保全に支障を及ぼす可能性が高い場合には、状況に応じて地元でできる応急措置を文化財課が地元と協議のうえ講じる。

（２）緊急診断と本格的処置

応急処置だけでは十分対応できない場合や本格的な処置が必要な場合には、樹木医に緊急診断と本格的処置の検討を要請する。

本格的処置の必要性については新上五島町文化財課が樹木医の意見を徴して検討し、処置の必要がないと判断された場合は、アコウの樹体が持つ回復力にゆだねて、自然な状態回復を待つこととし、その回復過程を観察して記録にとどめ、今後の参考として活用する。処置の必要があると判断された場合は、本章第３節の３「樹冠の管理」に記載した基準に基づき適切に実施する。

（３）定期観察者と町との連携

定期観察時のほか、異常が発見された後の対応に関する情報についても、定期観察者と町は円滑に連絡をおこない、連携してアコウの保護保存に努める。

(4) 災害発生 of 未然防止策としての樹冠管理

五島列島が台風の進路になりやすく、アコウについても昭和62年（1987）には台風による被害が発生するなど、強風による太枝の折損が最も懸念される。昭和63年（1988）に実施した支柱の設置や今回の支柱置換えも、当時の災害発生 of 反省にたつて講じた対応である。

樹木は、防風機能を持っているが一定以上の風を受けると樹木自体が持ちこたえきれず、幹や太枝が折れるか樹体全体がもろとも倒れる。幹や枝の折損被害は、折損だけでなく自重によって財産、時には健康や人命まで危険にさらすほど被害が大きくなる場合もある。

一方、腐朽部等物理的に弱い部分があるとそこから折れあるいは倒れることが多い。そのため、腐朽部の処置を丁寧に実施することは樹体管理のうえで重要な措置の一つとなっており、今回の計画にも記載されており、そのほか周辺住民との共生を念頭に樹冠の保全管理として剪定が盛り込まれている。

近年、気象災害が激甚化・頻発化していること及び五島列島が台風常襲地であることを鑑みると、人の入り込みを常に想定しなければならない住宅地内に単木で生立している天然記念物の保全管理上、特に樹冠の慎重な管理は必要不可欠である。

アコウ of 自然樹形・樹冠を損なうことなく、減災効果を発揮する措置を慎重に検討し、適切に実施する。

10 来訪者への注意喚起とマナー啓発

(1) 来訪者および通行人への注意喚起

管理者の責任として万全を期すが、落枝などによる傷害や打撲被害など来訪者の健康を損ねる事態が生じかねない旨、入り込みや通行にあたっては十分注意するよう看板を整備するなどして注意を喚起する。

具体的に事例を挙げると、平成25年（2013）8月十和田湖町の遊歩道で発生した枝の落下事故で被害者は死亡し、裁判では管理者の責任が問われた。また、平成31年（2019）7月には佐賀県唐津市の虹ノ松原で折れて倒れた松に自動車が衝突し、男児が死亡する事故が発生した。事故を受けて、管理する唐津市は責任を問われている。

このような重大事故が発生しないよう樹木の管理には十分注意するとともに、来訪者へ注意喚起する。

(2) 来訪者へのマナー啓発

「奈良尾のアコウ」が国の天然記念物であつて国民の財産であり、子孫へ継承すべき樹木であることを看板の整備などを通じて説明し、アコウへの傷害や汚損あるいは境内へのゴミ類の投棄など来訪者が軽率な行動をしないよう、重要な財産への接し方について啓発する。

様式1

奈良尾のアコウ定期観察票	
新上五島町教育委員会文化財課長様	
下記のとおり、報告します。	
調査年月日	年 月 日 天気：
調査者	
アコウの観察項目	
観察する部位等	該当項目にチェック（☑）をお願いします。色塗り箇所は必須です。
幹・枝・花実	☐ 樹冠の外側（ ☐ 東 ☐ 西 ☐ 南 ☐ 北、 ☐ 梢端部）に枯枝が多い
	☐ 花・実ができ始めた、 ☐ 大きくなり始めた、 ☐ 落ち始めた
	☐ 枝葉が隣接木のものと接している
	☐ 異常なし
葉	☐ 葉が（ ☐ 全体的に、 ☐ 一部）少ない
	☐ 葉の色が ☐ 淡い、 ☐ 黄色い（ ☐ 全体的に、 ☐ 一部）
	☐ 枝葉が電線や家屋などに接している
	☐ 葉が急に（ ☐ 一部、 ☐ 全部）落ち（ ☐ た、 ☐ ている）
	☐ 異常なし
支柱	☐ 塗装が剥けている ☐ 傾いている ☐ 割れてヒビがある ☐ 異常なし
気象災害の発生	☐ 最近 ☐ 強風が吹いた ☐ 降水量が少ない ☐ なし
境内	☐ 工作物が新たに設置された ☐ 舗装面が変わった ☐ なし
気になることがあれば自由に書いてください。	

☐ で示した箇所は、必ずチェックをお願いします。それ以外の項目は任意です。
※特に気になる部位については、写真を添付してください（枚数は自由です）。

様式 2

新上五島町教育委員会 文化財課長様	
日常観察 概要報告	
年 月 日	
報告者氏名	
年月日、現地確認の有無	年 月 日 ☐ 現地確認済 ☐ 聞き取りのみ
確認・聞き取り者氏名	
報告者電話番号	
概 要	

参考文献

- 相川仁童 2009. 「写真図説日本巨樹名木大事典 3」. 934pp., 大空社, 東京.
- 岩田利治 1965. 「図説樹木学 常緑広葉樹編」. 216pp., 朝倉書店, 東京.
- 大谷達也 2006. 「九州の森と林業」. No.78. 4pp., 森林総合研究所九州支所, 熊本.
- 太田孟彦 1998. 「森林の百科事典」. 826pp., 丸善, 東京.
- 荻住 昇 2010. 「最新樹木根系図説 各論」. 1101pp., 誠文堂新光社, 東京.
- 岸 國平 1998. 「日本植物病害大事典」. 1276pp., 全国農村教育協会, 東京.
- 北村四郎・村田源 1980. 「原色日本植物図鑑 木本編 (Ⅱ)」. 545pp., 保育社, 東京.
- 今野浩太郎 2008. 「植物防疫」. 62(5): 23-29pp., 日本植物防疫協会, 東京.
- 平井信二 1998. 「木の大百科－解説編－」. 642pp., 朝倉書店, 東京.
- 日本樹木医会 2015. 「最新 樹木医の手引き 改訂 4 版」. 699pp., 日本緑化センター, 東京.
- 日本植物病理学会 1984. 「日本有用植物病名目録第 5 巻広葉樹第 2 版」. 504pp., 植物防疫協会, 東京.

第4節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

1 制度の概要

文化財保護法（以下「法」という。）第125条の規定により、天然記念物に関し「現状を変更する行為」または天然記念物の「保存に影響を及ぼす行為」（以下「現状変更等」という。）については、原則として文化庁長官の許可が必要である。「現状変更とは、」幹や枝の剪定など、天然記念物に物理的・作為的な変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為とは、」物理的に天然記念物の現状を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。これら現状変更等により、天然記念物の価値が損なわれることがないように、法において上記の規定が設けられ、天然記念物の保存が図られている。

現状変更等については、原則として文化庁長官の許可が必要であるが、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち重大なものを除くものについては都道府県の教育委員会に権限が委譲されており、その範囲が文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「施行令」という。）第5条第4項第1号に示されている。さらに、この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準として、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからヲまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について」（庁保記第226号平成12年。以下「事務処理基準」という。）が定められている。

一方、法第125条第1項のただし書きに、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、現状変更等の許可を要しないこととされている。維持の措置の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（昭和26年文化財保護委員会規則第10号。以下「許可申請に関する規則」という。）第4条に定められている。ただし、毀損が生じた際には法第33条による毀損届、毀損箇所の復旧を行う場合は法第127条による復旧届を文化庁に提出する必要がある。

これら関係法令については、巻末に付したので参照されたい。

2 現状変更等の取扱方針

奈良尾のアコウの本質的価値を損なう行為については、原則として認めないものとする。ただし、地域住民との共存を念頭に、物的・人的被害等を抑制するため、枝葉の剪定や危険枝の除去などの現状変更等の行為を行う場合は、アコウの生育に影響を及ぼさない範囲で適切に処置する必要がある。なお、そのような行為を実施する際には、樹木医等専門家の意見を聴取し、適切な手法を検討したうえで対処しなければならない。

また、アコウの保存に影響を及ぼす行為として、本章第3節第1項「適切な周辺

環境の保全」に挙げた地下水脈や日照に影響を及ぼす行為が考えられる。そのような行為が計画された場合は、計画の段階で、事業主体と新上五島町教育委員会、長崎県教育委員会、文化庁で事前協議を行うこととし、アコウの生育に十分配慮した計画となるよう努めなければならない。

3 現状変更等の取扱基準

具体的な現状変更の取扱い基準は表6－1のとおりとする。ここで言及されていない事項に関する現状変更等については、事業主体と新上五島町教育委員会、長崎県教育委員会、文化庁で調整を行うものとする。

表6－1 現状変更等の取扱基準

許可申請区分		行 為 内 容		対 応
申請が必要	文化庁長官への許可申請が必要	現状を変更する行為	・剪定	・周辺の建造物や工作物、来訪者等に危険を及ぼす可能性が高い場合に限り、樹木医の診断を踏まえて、切断面の殺菌や癒合促進剤の塗布など、適切に処理することを条件に認める。
			・樹冠管理（支柱設置・枝吊り・整枝）	・樹木医の所見を踏まえて、適切な手法を検討して対処することを条件に認める。
			・腐朽部の治療 ・土壌改良 ・支柱改修 ・病害虫の駆除 ・き損後の本格的処置 ・避雷針設置	・樹木医の所見を踏まえ、適切な手法で対処することを条件に認める。
			その他 (県教育委員会で許可できる案件以外のもの)	・アコウの生育に十分配慮した計画となっている場合は認める。
		保存に影響を及ぼす行為	・地下水脈に影響を及ぼす行為 ・日照に影響を及ぼす行為	・原則として認めない
	県教育委員会への許可が必要	軽微な現状変更、又は保存に重大な影響を及ぼさない行為	・小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築 ・小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの ・工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） ・法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。） ・木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。） ・史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	・アコウの生育に十分配慮した計画となっている場合は認める。

許可申請区分	行 為 内 容		対応
申 請 不 要	維持の措置	• 天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において - 一 その価値に影響を及ぼすことなく当該天然記念物をその指定当時の原状に復するとき - 二 当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき - 三 天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を撤去するとき	
	非常災害等のために必要な応急処置	• 地震、台風、火災等の非常災害の応急的な防災措置及び被害拡大防止措置	
	保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの	• 神社境内の清掃 • モニタリング • 定期診断	

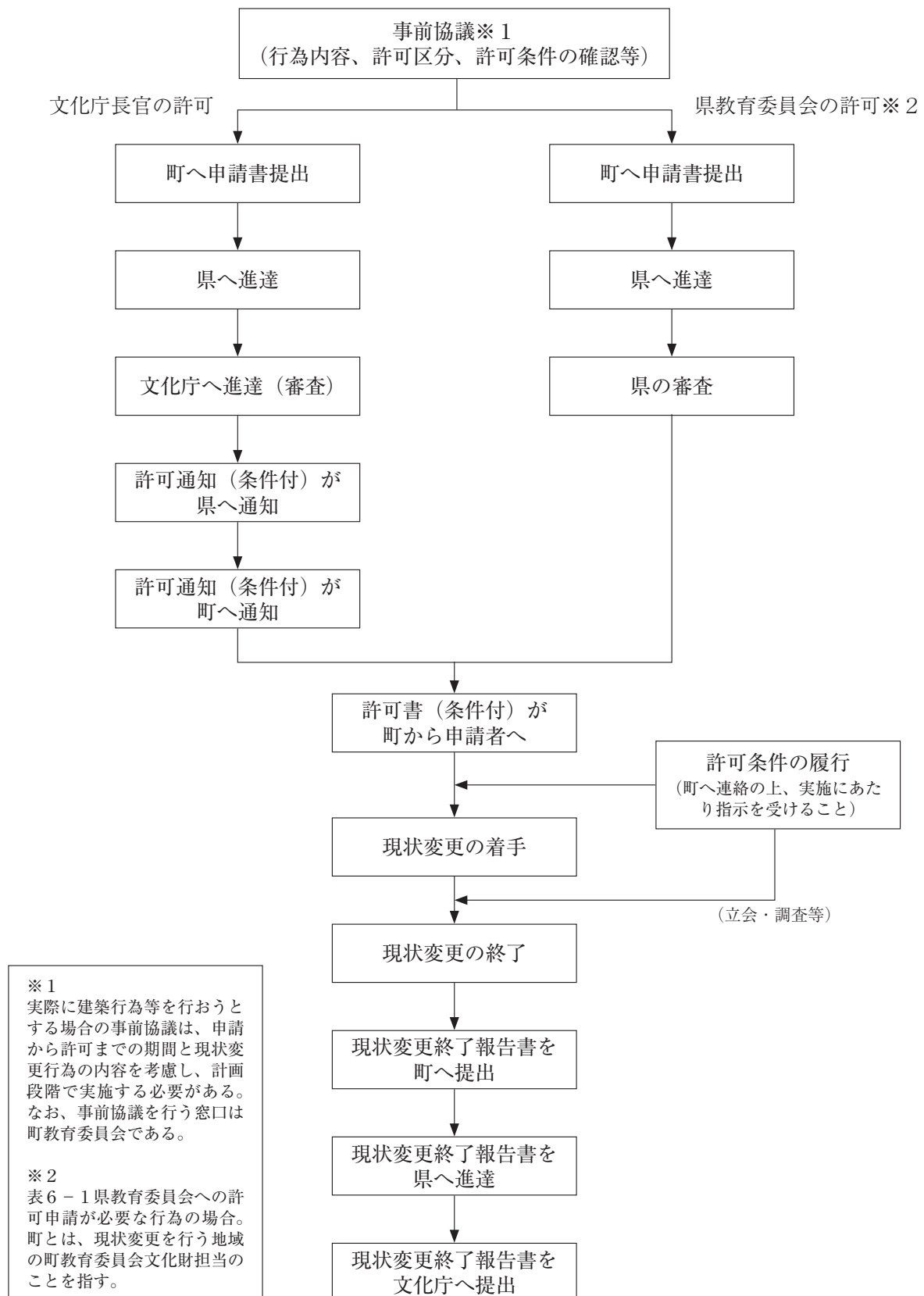


図6-1 文化財保護法による現状変更等に関する手続きの流れ

第7章 活用

第1節 方向性

「奈良尾のアコウ」の活用を推進するうえで、最も重視すべきことは、あらためて地域住民がアコウの価値を理解し、奈良尾の貴重な宝物（文化財）であることを認識することである。現在の奈良尾住民にとっては、当たり前にある風景であり、その価値に気付きにくいいため、学校教育や社会教育による郷土学習を通じて、愛着や誇りの醸成に努めていく。

次に重視すべきことは、アコウの特徴を活かした活用が、交流人口・関係人口の増大による地域活性化につながる可能性があることを認識し、アコウ活用の機運を醸成することである。具体的には、アコウ関連商品の開発や販売などの取り組みを更に充実していく。アコウ関連商品の開発・販売は地元商店の売上アップや来訪者の満足度アップに繋がり、リピーター確保にも寄与するものと考えられる。また、島内外で販売することは、情報発信に繋がり、アコウの認知度アップにも寄与するなど、二重三重の活用につながる。取組みが進めば、商品の売り上げの一部をアコウの保安全管理費用に充てるという仕組みの検討も必要である。現在もアコウに関連する様々な活用が地元商店や有志らによって行われているなど、人材が確保されていることは強みであり、それらの活動との連携・強化も今後推進していく。

なお、今後より多くの人々に奈良尾のアコウを訪れてもらえるよう、仕掛け作りを行う必要がある。そのためには、魅力ある観光資源として、更に磨き上げできるように観光部局と連携し、適切な環境整備を推進する。

活用の具体的な方法について下記に示す。

第2節 方法

1 アコウの価値の普及・啓発活動

第4章第2節に記述のとおり、奈良尾小学校では総合学習の時間でアコウに関する学習が行われており、地域の大人たちが講師となり、アコウの思い出や昔話を聞かせるなど、子供たちの心に残るような取り組みが行われている。現在も実施されている教育活動の充実を目指すとともに、奈良尾小学校以外の町内の小中学校や高等学校でも、アコウを郷土学習教材として活用してもらうなどの検討も必要である。そのためには、アコウの歴史的価値を教職員に知ってもらうことも重要であり、例えば初任者研修等に取り入れてもらうなどの取り組みを進める。なお、学習活動の一環として、小中学生を対象としたスケッチ大会の開催及びその展示会の開催も価値の啓発活動に有効と考えられることから実施する。

社会教育においても、地域住民に対してアコウの生物学的な特徴を理解してもらうよう定期的な啓発活動を実施する。例えば、公民館講座や講演会、シンポジウム

など、専門家を招聘し、定期的に価値を伝える取り組みを続ける。また、支柱改修や土壌改良などの保全対策を実施する際は、その実施中に現地説明会を開催するなど、情報提供に努める。

2 情報発信の強化

(1) 啓発物等の製作

奈良尾のアコウに関するパンフレットを製作する。パンフレットへの掲載情報は、案内板との差別化を図り、奈良尾神社との歴史的つながりやアコウにまつわる物語を紹介することも一つの手段である。

また、既存の啓発物として、町や観光物産協会が製作している観光パンフレットにアコウの紹介が数多く掲載されている。定期的に更新されているので、更新期を逃さないよう、継続的に内容の更新を依頼する。

なお、情報発信の一つとして、ロゴマークの制作やデザインの公募がある。公募すること自体が情報発信に繋がり、またできあがったロゴマーク等はSNSや案内板、関連商品など様々な媒体に活用することができるため、ロゴマークを制作する。

(2) SNS等を通じた情報発信

ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどのSNSによる情報発信は、若い世代に向けた情報発信ツールとして非常に有効であると考えられる。内容については、アコウのモニタリングの結果やイベント情報などとし、多くの人に関心を持ってもらうよう、積極的かつ迅速な情報発信を行う。

(3) ガイドコンテンツ（案内板等）の整備・更新

現在設置している案内板の改修を早期に行う。設置場所はスペースが限られているものの、来訪者の視点に立ち、より効果的な場所への設置を検討する。説明文の内容については、①アコウの特徴、②葉替わり時期について、③実の写真など、季節によって異なるアコウを写真入りで紹介するなど、改修までに検討を重ねていく。また、外国人来訪者へ配慮し、外国語表記も検討しなければならないが、板面が限られていること、また図7-1のとおり、エアサイネージが4カ国語



図7-1 エアサイネージトップ画面
(スマートフォン等で利用可能)

で整備されていることを考慮し、案内板には英語のみの表記とする。

その他、ガイドコンテンツとして、エアサイネージやスタンプがあるが、これらについては、観光部局と連携し、更新時期を見極めて、計画的に作業を進めていく。

(4) 奈良尾港ターミナルの活用

奈良尾港ターミナル内の壁面を利用するなど、アコウをPRするコーナーを設置する。例えば、アコウまでのルートマップの掲示や子供向けの写真撮影用の大きなパネルの設置など、SNS等で発信してもらえるような工夫も必要である。

また、ターミナル外のロータリーには、アコウを植栽しているので、樹銘板を取り付け、アコウが多く自生する町「奈良尾」として、アコウの魅力発信に繋げる。

3 アコウ関連商品の改良・開発などによる活用

(1) 既存商品の改良

第4章第2節に記述のとおり、アコウに関連した商品は既にいくつか製作・販売されている。それらの更なる売上向上を目指し、改良や宣伝販売方法を改善していく必要がある。

(2) 新たなアコウ関連商品の開発

アコウのPRと奈良尾地域の活性化のために、新たな商品開発を行う。特に、この保存活用計画を検討する中で、活水女子大学健康生活学部生活デザイン学科寺田貴子教授の研究によって、「奈良尾のアコウ」の落ち葉を使用し、染色可能であることがわかった。落ち葉の染色品としての利用は、ただ集めて捨てるだけのものであった落ち葉を経済活動に繋げる取り組みであり、これまでになかった視点である。まずは、染め物の体験講座を開催し、周知・普及を図り、将来的には、新たに商品化を目指す団体を育成するなど、商工関係分野と連携した取組みを実施する。

また、第1章第3節に記述した、地域住民を対象としたワークショップを開催する中で、「奈良尾のアコウをより良い地域づくりに活かすためには？」というテーマで、新たなアコウ関連商品について、グループワークを行ったので、提案されたアイデアを参考に掲載する。

■奈良尾公民館講座「アコウ染め物講座」の様子（令和元年10月28日実施）



写真7-1 講座の様子



写真7-2 アコウの落ち葉



写真7-3 アコウの染色液



写真7-4 染め物完成品（右）

【住民ワークショップで提案された新たなアコウ関連商品のアイデア】

- 飲食物
（例：アコウの実を利用したジャム、あこう饅頭 など）
- 葉を活用した商品
（例：葉を押し花のようにした栞、落ち葉を使用した肥料 など）
- アコウを図案として用いた商品
（例：記念絵馬、缶バッジ など）
- アコウの画像・映像を用いた商品
（例：絵葉書、写真集など）
- アコウの落ち葉を用いた染め物
（例：「あこう（赤い）糸」としてあこう染めの糸を商品化する。長崎ランタンフェスティバルを参考に、2本の糸を販売し、1本はおみくじのようにアコウの周辺に巻き、1本はお守りとして持ち帰ることができる名物として売り出す など）

4 境内の整備・活用

(1) イベント等による活用

新規イベントの実施には、企画から準備・実行まで多くの時間と労力が必要となることから、従来行われているイベントを継続・発展させることがより実効性が高いと考えられる。例えば、毎月1回地元有志により実施されている「奈良尾日曜朝市」について、1年に1回は新上五島町全体の商店や企業に出店協力をお願いし、盛大に実施する、あるいは毎年行っているアコウのライトアップイベントに合わせて、音楽のコンサートを実施するなど、アコウの魅力アップにつながるよう既存のイベントを発展させる。

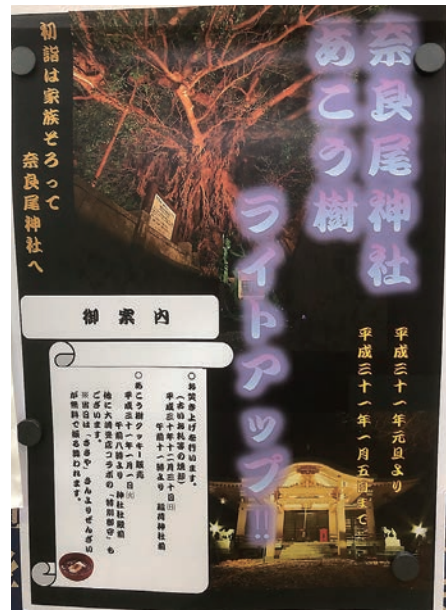


写真7-5 ライトアップイベントのチラシ

(2) 東屋やベンチ・トイレ等の整備

現在、神社境内には雨宿り場所がないため、雨天時に休息するための東屋や来訪者が休憩するベンチ等を設置する。ただし、境内はスペースが限られており、またアコウの根の保護の観点から、設置工法等の検討が必要である。

また、トイレについては、アコウ見学者専用のものは設置されていない。周辺には奈良尾図書館及びイベント公園に設置されているため、それらの利用を促す。しかし、図書館は毎週月曜日が休館日であり、またイベント公園のトイレは老朽化が進んでいるなどの課題が多いため、今後地域や関係部局と協議し、より有効な方法を検討する。

5 案内ルートの整備と周辺環境の活用

アコウを見学するための駐車場は、通常奈良尾総合体育館前の無料駐車場が利用できるものの、その駐車場からアコウまでは約300mあり、あまり利用されていない。駐車場からアコウまでのルートもわかりにくいため、誘導板等を含めた案内ルートの整備が必要である。

また、来訪者の満足度を増すためには、周辺環境の利用も促進すべきである。例えば、アコウの見学ルート上にある古民家や空き店舗等を利用し、アコウの特徴や歴史を紹介したり、アコウ関連商品を販売することも検討が必要である。

なお、新上五島町公共施設等総合管理計画（令和元年7月策定）によると、令和4年度に役場奈良尾支所庁舎旧館を、令和6年度に奈良尾公民館をそれぞれ老朽化等により解体する計画が立てられている。支所及び公民館ともに、アコウ見学者のための駐車場及びイベント会場などとしては最適の場所であるので、跡地利用について、関係課や地域住民との協議を進める。

第8章 運営・体制の構築

第1節 方向性

奈良尾のアコウの保全管理・活用を推進していくための運営の主体は所有者と地域住民である。しかしながら、その担い手となる地域住民は、減少の一途を辿っている。そのため、管理・運営を補う方法として、行政や奈良尾地区以外の町民、また専門家等の協力が必要不可欠であり、それぞれの取組みを明確化し、協働体制を構築していく必要がある。

ただ、一方で、「奈良尾のアコウ」は奈良尾地区のシンボルである。奈良尾地区の先祖が、地域が発展していく中で、大切に守り、また御神木として祈り捧げてきたものであることを忘れてはならない。そのためには、まずは奈良尾地区住民が協力し合い、奈良尾のシンボルである「奈良尾のアコウ」を未来へと継承していくため、みんなで見守る体制を整えていこうという意識を持つ必要がある。

また、目指すべき将来像として、地域住民や奈良尾あこう樹プロジェクト、賛助団体、有志らによる管理・運営団体の設立が望ましい。アコウを見守り、奈良尾の地域活性化につながる活動ができるような核となる団体の組織化を目指す。なお、管理・運営団体の活動継続には、財源の確保が必要であり、その確保のために、アコウ関連商品の売り上げの一部を管理費や活動費に充てるなどの制度も同時に整える必要がある。他の天然記念物の事例等も参考にしながら、アコウの保存活用に取り組む機動的な運営・体制の構築を目指す。

第2節 方向性の実現に向けて

1 各主体に期待される取組み

(1) 所有者と地域住民の取組み

所有者と地域住民の第一の役割は、アコウの保全管理と活用の主体となることである。具体的な取組みとしては、まず落葉落枝の清掃活動等の日常的な保全管理が挙げられる。これら清掃活動は、今後周辺住民（奈良尾郷田中^{たなか}区）に負担が集中することが予測されるため、当番制の導入や町内に広くボランティアを募るなど、個人の負担を軽減する方策を早急に講じる必要がある。

また、日常的なアコウの観察も重要な役割の一つである。異常の発見は早期対応が可能となるため、より早く変化に気付くことが大切である。そのためには、奈良尾郷田中^{さきしょうじ}区以外の地区（先小路^{こうしんやま}区、宮田^{みやた}区）にも協力を仰ぎ、奈良尾地区全体でアコウを見守る体制を整えなければならない。

次に、第7章第2節に記述した「情報発信の強化」と「アコウ関連商品の改良・開発などによる活用」、「イベント等による活用」も所有者と地域住民が積極的に取り組まなければならない。特に関連商品の開発は、アコウの魅力向上に繋がるだけ

でなく、地域経済の発展にも寄与するものである。アコウの魅力を利用しつつ、地域活性化に繋げる視点も地域住民に期待される取組みである。

(2) 行政の取組み

行政の取組みとして、まず所有者や地域住民及び管理・運営団体が主体的にアコウの保全管理・活用の取組みを進めることができるようバックアップ体制を整える。具体的には、観光面や商品開発等の活用面の情報を補完できるよう、観光部局及び商工会等との連携及び情報共有のための庁内連絡会議を設定する。

次に重要な取組みとして、アコウの価値の普及、啓発活動を推進する。町内の小中学校や高等学校と連携し、総合学習に取り入れてもらう、また、専門家の協力を仰ぎ、講演会を実施するなど、今一度、奈良尾のアコウの価値普及に努める。

また、定期的な支柱の交換、4年に1度の剪定といった費用が大きい事業に対する財政支援や、清掃活動やモニタリングといった地域で見守る体制への活動支援も行政の大きな役割の一つである。ただし、財政支援には、財源の確保が必要であり、ふるさと応援寄附金等の活用に頼ることも考えられる。そのような財政支援を強化するため、必要な制度を整備する。

このほか、アコウの剪定等にかかる現状変更等の各種手続きは所有者が行うこととなるが、手続きが複雑なため、所有者と連絡をとりながら、行政が支援する。

(3) 専門家の取組み

専門知識を活かし、アコウのモニタリング及び定期診断に協力し、指導・助言を行うとともに、アコウの価値の普及活動に協力することが期待される。

(4) 奈良尾地区以外の町民・団体に期待される事

新上五島町唯一の国の天然記念物である奈良尾のアコウを、町の貴重な財産として次代に受け継いでいくため、清掃ボランティア活動への参加など保全管理に積極的に関わることが期待される。また、その保全管理体制を維持していくための寄附などの協力も期待される。

(5) 町外の個人、団体に期待される事

新上五島町を代表する国の天然記念物である奈良尾のアコウを、国民共有の財産として次代に受け継いでいくため、保全管理費用の財源となる、ふるさと応援寄附金やふるさと納税などの財政支援が期待される。

(6) 管理・運営団体に期待される事

所有者・地域住民と協力し、保全管理と活用を主体的に担うことが期待される。

寄附や助成金等による資金、または管理・運営団体の活動によって得られた資金等の管理・運用を担い、将来的には、自立できる団体となることが期待される。

2 協働体制の構築に向けて

協働体制の構築に向けて、所有者と地域住民、行政、専門家など、それぞれの立場に則した取組み・役割を着実に遂行し、必要に応じて、協力・連携していくことが重要である。ただし、取組み・役割とも重複する部分がある。相互に連携し、さらに、それぞれの取組みを補完していくことが、奈良尾のアコウの価値を保全し、未来へ継承するうえで非常に重要である。また、協働体制を維持していくために、所有者・地域住民・行政及び専門家らが情報交換する会合を定期的で開催し、協働参画の意識醸成に努めることとする。

運営体制を図式化したものを図8-1に示す。

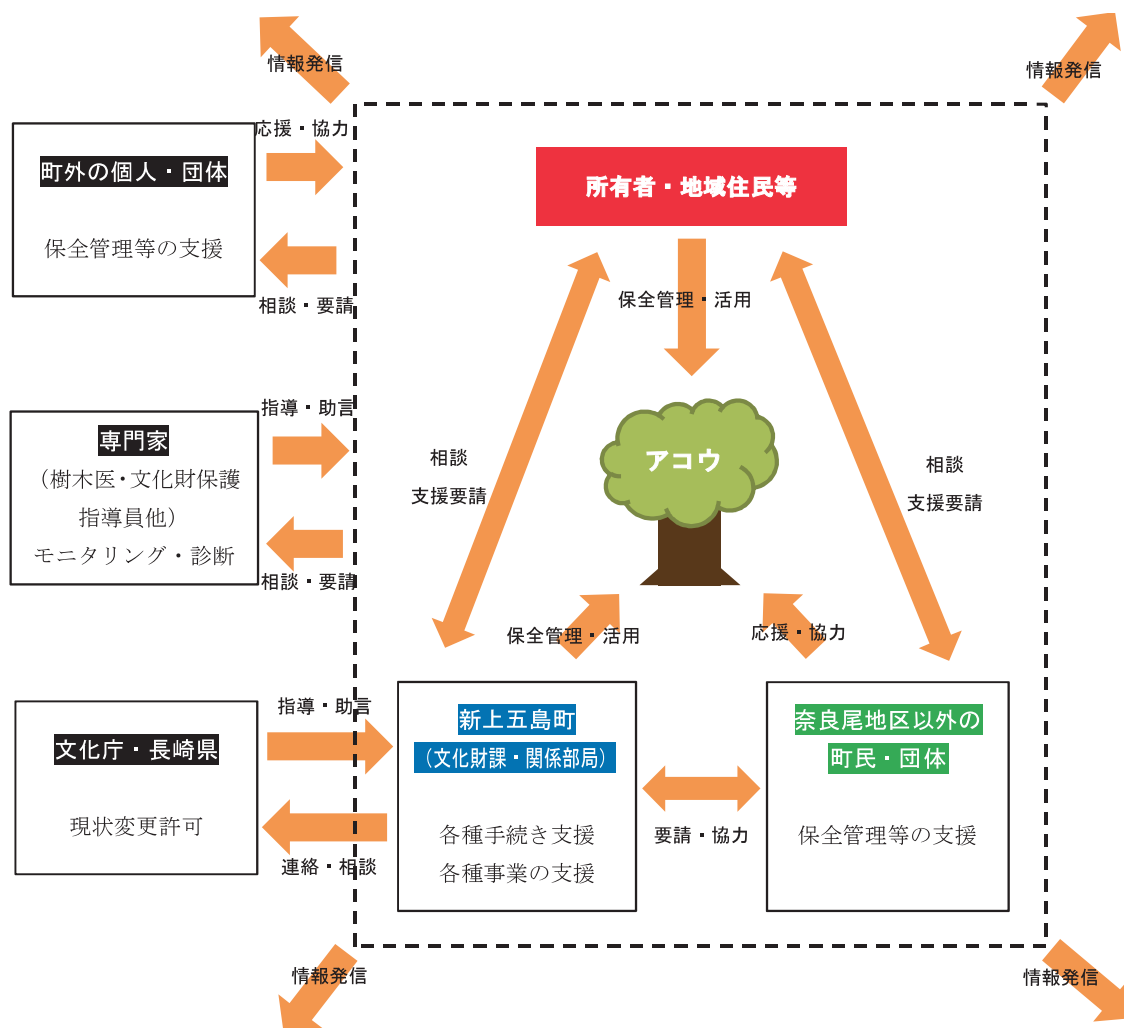


図8-1 奈良尾のアコウの保安全管理・活用のための運営体制図

第3節 管理・運営団体の設立を目指して

奈良尾のアコウは、現在まで組織を作らずとも地域の人々の愛着心から大切に見守られてきたものの、現状の体制が今後も継続できるかは大変厳しい状況であるといわざるを得ない。

この検討委員会や地域との話し合いの中で、奈良尾地区全体で見守る体制、いわゆる新しい組織化した管理・運営団体の設立を協議・検討してきた。しかし、奈良尾地区の平成31年3月末現在の高齢化率は5割を超え、奈良尾地区内で新しい組織を立ち上げることが、大変厳しい状況であることが分かった。

このようなことから、現段階において、既にアコウの魅力発信やアコウを利用した商品開発等に取り組んでいる「奈良尾あこう樹プロジェクト」が、まずは、管理・運営団体を担うグループとして、奈良尾のアコウの保全管理と活用を主体的に担うことが望ましいと考えられる。まずはこの団体が中心となり、この計画をもとに活動していくことが、最も現実的かつ実効性のあるものと考えられる。

ただし、本章第1節に記述したとおり、各主体による協働体制を構築し、地域住民や賛助団体など、みんなで取り組む体制づくりが最も重要であり、今後も情報交換しながら、管理・運営団体の設立を目指す。

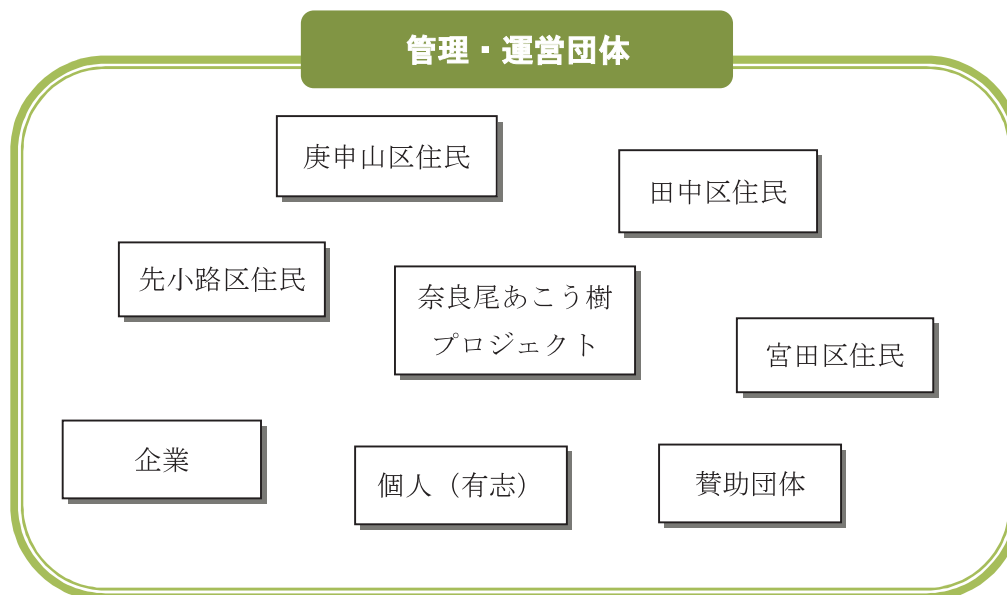


図8-2 管理・運営団体の組織図

第9章 計画の策定と進行管理

第1節 施策の実施計画の策定・実施

奈良尾のアコウ保存活用計画の実施にあたっては、運営主体である所有者・地域住民と新上五島町が連携して取り組んでいくことを基本とする。また、アコウ自体の現状と地域の実情にあわせた実施計画の策定が必要である。下記に短期間に実施すべき項目と、中長期的な展望のもと実施すべき事項を示す。なお、全体的な総括表は表9-1のとおり示す。

短期

- 支柱改修は安全性の面から早期に着手する。
- 現在、奈良尾地区住民が感じている課題は、案内板の改修や案内ルートの整備に關することである。その点については、地域住民の意向に沿い、早期に改善する必要がある。
- 各主体による協働体制の構築のため今後も情報交換を行い、早期に管理・運営団体が組織化されるよう努める。

中長期

- 舗装面の改修や土壤環境の保全等の保全管理面は工法等を十分に検討し実施する。
- 日常観察及び定期観察は、この計画をもとに、継続して取り組む。
- アコウの価値の普及・啓発活動はすぐに効果が表れるものではないため、長期的に取り組む必要がある。

《財源確保について》

天然記念物の場合、緊急的な調査や再生事業など、保全管理に関する具体的な措置として、文化庁の文化財保存事業費関係国庫補助を活用することができ、所有者のほか地方公共団体も事業主体となることのできる。

一方、情報発信や整備・活用に関する具体的な措置にも、上記補助を活用することができるが、所有者あるいは管理団体が事業主体となる。管理・運営団体が設立された場合、文化財保護法第113条第1項に規定されている管理団体の指定を目指すことも視野に入れる必要がある。

表 9－1 奈良尾のアカウ 保安全管理・活用の実施計画－総括表－

	項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保 全 管 理	①適切な周辺環境の保全	1) 隣接木との競合の解消	実施									
		2) 土壌環境の保全（主に参道の浸透性舗装）			検討	実施						
		3) 地下水脈の保全	継続（開発行為の確認作業）									
		4) 光環境の保全	継続（開発行為の確認作業）									
	②幹・太枝の管理	※樹体部の腐朽部の措置		検討	実施							
	③樹冠の管理	※以前実施が平成 28 年 2 月	実施				実施					
	④根系部の保全				検討	実施						
	⑤定期的な支柱の交換		実施									
	⑥避雷針の設置						検討					
	⑦アコウ周辺の修景・美化、落葉落枝の収集への支援		継続（境内の定期的な清掃等）									
	⑧アコウのモニタリング		継続（日常観察と定期観察）									
	⑨異常が発見された場合の対応と災害の未然防止		随時対応									
	⑩来訪者への注意喚起とマナー啓発		継続（注意喚起、警告等）									

	項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
活 用	①アコウの価値の普及・啓発活動		継続（学校教育での総合学習等）									
	②情報発信の強化	1) 啓発物等の製作	検討	実施								
		2) SNS 等を通じた情報発信	継続（情報発信）									
		3) ガイドコンテンツ（案内板等）の整備・更新	検討	実施								
		4) 奈良尾港ターミナルの活用	検討	活用継続（アコウに関するコーナー等の設置）								
	③アコウ関連商品の開発・改良 などによる活用	1) 既存商品の改良	継続（商品の販売強化と改善等）									
		2) 新たなアコウ関連商品の開発	継続（新商品開発と販売強化）									
	④境内の整備・活用	1) イベント等による活用	継続（日曜朝市やライトアップイベントの実施）									
		2) 東屋やベンチ・トイレ等の整備			検討	実施						
	⑤案内ルートの整備と周辺環境の活用		継続（駐車場や周辺整備の検討）									

第2節 施策の実施計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとしていくためには、実施状況や達成状況を定期的に把握・評価するとともに、広く町民へ周知し、必要に応じて計画を見直していく必要がある。

そこで、計画の策定から実行、点検・評価、改善までの一連の流れをPlan（計画を立てる）、Do（計画を実行する）、Check（行動を評価する）、Action（改善して次に繋げる）のPDCAサイクルを繰り返すことで、目標の達成を図ることとする。

なお、評価の指標となる成果指標は第5章第2節「基本方針」に基づいて5項目を設定する（表9－2）。その結果と実施計画の進捗状況については、毎年町民に公表する。また、それらの成果を評価・検証するために、専門家ら第三者によるチェック体制を整えることとする。

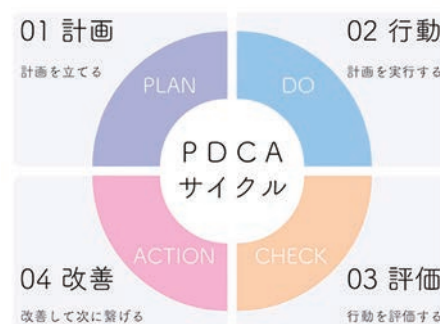


図9－1 PDCAサイクル

表9－2 成果指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和11年度)	指標の説明等
保全管理の計画達成率	0 %	100%	
奈良尾地区の清掃ボランティア参加世帯数	6 世帯	20世帯	5～6月の落葉期の参加世帯数
奈良尾のアコウ認知数	65%	90%	町内小学3、4年生を対象
観光バス見学台数(年間)	50台	70台	アコウ見学台数
管理・運営団体の設立	0	1	

巻末資料 1

国指定天然記念物「奈良尾のアコウ」の保全管理と活用を考えるワークショップ（第1回）

—第1回「奈良尾のアコウをみんなでまもるためには？」— 議事録

大井優嗣（長崎大学）（1班、全体取りまとめ）

岩原怜央（長崎大学）（2班取りまとめ）

遠藤瑞紀（長崎大学）（3班取りまとめ）

安藤弥沙（長崎大学）（4班取りまとめ）

石津優磨（長崎大学）（4班取りまとめ）

渡辺貴史（長崎大学）（全体取りまとめ）

国指定天然記念物「奈良尾のアコウ」の保全管理と活用を考える第1回ワークショップは、2019年8月17日（土）の午後7時～午後9時20分にかけて新上五島町役場奈良尾支所3階会議室にて行われた。ワークショップは、「奈良尾のアコウ」に対する地域の思いと奈良尾のアコウの保全管理の新たな進め方について全体で発話する形式にて進められた。全4班（参加者数：26名）分のワークショップのまとめは、以下の通りである。

記

1 「奈良尾のアコウ」に対する地域の思い

〔意見を発信した主体〕

A：管理に大きく関わっている地域住民

B：学生

C：管理に大きく関わっていない地域住民

D：行政

(1) アコウに対する印象

- ・町の中心にある（A）
- ・懐かしい（A）
- ・台風などの災害による倒壊に懸念している（A）
- ・見上げることで、雄大さを感じる（A）
- ・夜は、けっこう怖い（A）
- ・落ち葉が多く発生する（A）
- ・神木である（A）
- ・町を守っている（A）
- ・奈良尾の宝である（A）
- ・名所となっている（A）
- ・近所に住んでいる者にとっては、元気をもらっている（A）
- ・身近なものであり、そこにあることが当たり前のもの（A、C）
- ・ほかの場所に自生するアコウと比べるととても大きくて迫力がある（A、C）
- ・子供のころからの遊び場。七五三などで地域や神社と強いつながりを感じてきた（A、C）
- ・大きい（B）
- ・珍しい（B）

- 存在感がある (B)
- 複雑な樹形をしている (B)
- 門の形をしており、天然の鳥居のようにになっている (B)
- 歴史が深い (B)
- 写真で見るよりもずっと大きく、迫力がある (B)
- あって当然の存在である (B)
- 過去で特に印象に残ったことはない (C)
- 天然記念物に指定されたが、それほどなじみの深いものではない (C)
- 写真映えする (D)
- 存在感がある (D)
- 包容力がある (D)
- 抱きしめてみたい (D)
- 雄大である (A、B、C、D)
- 力強い印象がある (A、B、C、D)
- 生命力を感じる (A、B、C、D)

主体別の特性

アコウに対する印象は、主体によって異なっていた。管理に大きく関わっている地域住民にとっては、アコウは身近にある存在であり、ポジティブな側面とネガティブな側面の両方の印象を持っている。学生にとってアコウは、珍しい存在との印象を持っていた。管理に大きく関わっていない地域住民にとってのアコウとは、あまり馴染みの深い存在ではない印象を持っていた。そして行政は、アコウに対して写真映えする観光資源との印象が強いことが明らかになった。しかし雄大であることと、生命力を感じるといったアコウに対する印象は、すべての主体が共通して持っていた。

(2) アコウとの自身との関わり

- 落葉の清掃が困難である (A)
- 家屋への被害も発生しているため、迷惑な存在であると認識している (A)
- 実際にアコウの近隣に居住しなければ分からない苦勞が多いと考えている (A)
- 清掃活動の苦勞を知らない人が多いように思われる (A)
- 落ち葉の掃除をさせられていた (A)
- 子供のころは遊び場所になっており、登ったりしていた (A)
- 図書館が近くにあり、小学生が町探検で訪れたこともあった (A)
- ラジオ体操の場として活用していた (A)
- 集合場所として活用していた (A)
- 台風の時や年に一度の落葉の時、掃除が大変 (A、D)
- 観光客に道を尋ねられる (A)
- 例大祭の時の清掃・準備 (A、C)
- 子供のころからの遊び場である (A、C)
- 七五三などで地域や神社と強いつながりを感じてきた (A、C)
- 心の拠り所である (C)
- 木登り (C)
- 住民を通して歴史的に関わりが深い (D)

主体別特性

アコウに対する関わり方は、主体によって異なっていた。管理に大きく関わっている地域住民は、アコウに対して作業量が多く困難な落葉の清掃を通して関わるが多かった。管理に大きく関わっていない地域住民は、例大祭や七五三等の行事、子どもの頃の遊び等の日常的活動を通じてアコウと関わっていた。そして行政は、住民とのやりとりを通して昔から関わってきたことが明らかになった。

(3) アコウのあるべき姿

- ご神木として信仰される存在であってほしい (A)
- みんなで守るものであってほしい (A)
- 奈良尾の宝であってほしい (A)
- パワースポット (A)
- 鳥居に類似した不思議な形状が注目されてほしい (A)
- 隣接した区だけでなく、島内外から人員を確保する必要があると考えている (A、D)
- その雄大さや力強さ、生命力もさることながら、他の木にはない、「根をくぐること（くぐりたくなること）」が魅力である。このことをもっと広めていく必要がある (A、C、D)
- ずっと奈良尾のシンボルであってほしい (A、B、C、D)
- 外部の人間にとっての憧れであってほしい (B)
- 町のシンボルとしてだけでなく、信仰の対象になってほしい (C)
- 小中高生など若い世代へ、教育機関と協力してアコウを対象とした教育を行ってほしい (C)
- 地区の人々のアコウに対する意識を再確認し、アコウの価値の意識づけを図ってほしい (C)
- 観光スポットとして活用してほしい (D)
- 天然記念物である (D)

主体別特性

主体が想定するアコウのあるべき姿は、主体によって異なっていた。管理に大きく関わっている地域住民は、アコウを、奈良尾の宝、みんなで保全するものであって欲しいと考えていた。学生は、アコウを、外部の人間にとっての憧れであって欲しいと考えていた。管理に大きく関わっていない地域住民は、アコウの価値をより多くの住民に認知して欲しいと考えていた。そして行政は、アコウを、観光スポットとして活用していきたいと考えていることが明らかになった。また、アコウがこれからも奈良尾のシンボルであって欲しいという考えに関しては、すべての主体が共通して持っていた。

(4) その他

- 「根をくぐること（くぐりたくなること）」が魅力であるが、成長によって根がくっついてきているため、お祭りの時に神輿が通らなくなっている (A)
- アコウの寿命はどれくらいなのかを知りたい。奈良尾のアコウには長生きしてもらいたい (C)

2 「奈良尾のアコウ」の新たな保全管理のあり方

[意見を発信した主体]

A：管理に大きく関わっている地域住民

B：学生

C：管理に大きく関わっていない地域住民

D：行政

(1) アコウの維持管理（例：落葉・花粉・樹液等の清掃）に対して各主体が「できること」・「すべきこと」

1) 所有者

- ・管理費用を徴収する（A）
- ・少人数で行う落葉の清掃は負担が大きいため、定期的に多くの人員により落ち葉の清掃を行う（A）
- ・所有者自身が自発的な管理を行う（C）
- ・所有者自身が各地区に呼びかけて、各地区に分担して掃除をしてもらう（C）
- ・清掃活動の機械化をする。その際には、誰が購入・管理するのか（所有者にすべて負担させても良いのか）、アコウの管理に適合する機械の調達を検討する（C）

2) 管理に大きく関わっている地域住民

- ・アコウの落葉を清掃する活動が大変であることを周知してもらえよう努める（A）
- ・奈良尾アコウ樹プロジェクトが清掃を行う（A）
- ・清掃活動をしてもらうよう児童にお願いする（A）
- ・アコウに関心を持っている人を増やすよう努める（C）
- ・アコウの維持管理には高齢者が多く関係しており、今後保全（清掃）する人が減少すると考えられる。そのため、作業の機械化を検討する（C）

3) 学生

無し

4) 管理に大きく関わっていない地域住民

- ・お小遣いを条件に、元気な児童に清掃活動をしてもらうようお願いする（A、B）
- ・落葉の処理方法に関して何か良い方法がないかを考える（A）
- ・当番制にしてみんなで見守るようにする（A）
- ・消防団に清掃活動に参加してもらう（C）
- ・月に一度の朝市の出店者の清掃活動への参加（C）
- ・年に何回かだけなら手伝いたい（C）
- ・管理に大きく関わっている地域住民を中心として、アコウへの関わり方を強めていく（C）

5) 行政

- ・清掃員の派遣を行う（A）
- ・地域の活動として補助金の捻出を行う（A）
- ・清掃活動における消防団による消火栓の使用を許可する（A）

- ・清掃道具等の補助を行う (A)
- ・年に数回、定期的に行われる清掃のうち1日は、落葉の発生時期に合わせて実施する (A、D)
- ・落葉の燃料化・肥料化を検討する (B、C)
- ・ボランティア袋の提供を容易にする (C)
- ・地域住民に清掃ボランティアの呼びかけを行う (C)

6) 地域外住民

- ・神社の境内という特性を活かし、箒を置いておくことで観光客に清掃を行ってもらう (B)
- ・落葉が散る時期にボランティアの人達に手伝ってもらえるようにお願いする (A、B)
- ・SNS・口コミにて清掃活動の実態を広める (B)
- ・名所化する (B)
- ・落葉の燃料化・肥料化を検討する (B、C)
- ・清掃時に協力してもらう。報酬としては、清掃時に出た落ち葉などで染色したハンカチ等をプレゼントする(天然記念物、御神木であるアコウのことももっと知ってもらうきっかけにもなる) (B、D)
- ・清掃ボランティアに登録してもらう (C)
- ・ゴミを発生させないよう観光のマナーを守る (C)
- ・樹を傷つけない (C)
- ・学生ボランティアを派遣する (D)
- ・観光客による参加型の清掃活動を実施する (D)
- ・浄財として管理費用を納める (D)

(2) アコウの定期管理(例：樹木様子の目視確認等)に対して「できること」・「すべきこと」

1) 所有者

- ・週に1回、もしくは月に1回同じ時間に観察する (C)
- ・記録する(ノート、写真等) (B)

2) 管理に大きく関わっている地域住民

- ・管理に関係する住民は、毎日アコウを見ているはずである。異常に気付けば、その都度連絡する (B、C)
- ・日々の散歩時等において異常を発見した場合には、地域全体・行政と共有する。行政に伝える際に、行政のどこに・どうやって伝えればよいのかわからないため、異常を通知するシステムを作って住民に周知する (A)

3) 学生

- ・アコウの木について知り、異常を発見したら地域全体・行政と共有する (D)

4) 管理に大きく関わっていない地域住民

- ・通る時には、見てアコウの状態を確かめる (C)
- ・知ってもらった人のなかからは、興味を持ち管理に大きく関わっている地域住民のような

働きをする人も出てくるかもしれないため、アコウについて知ってもらおう。 (C)

5) 行政

- 専門家の意見を反映した保全のありかたを発信する (A)
- 4年に一度の定期管理は、1年に一度行うに変える (A)
- 観察は、住民→神社→行政という流れにて毎日行う (A)
- アコウについてもっと知らせるべきである (B)
- 定期的に観察、記録する日を設定する (C)
- 観察のマニュアルづくりを行う (A、B、D)
- 異常の調査等を行い、結果を公表する (D)

6) 地域外住民

- 気づきや感想を知らせるメモ用紙などを入れる箱を設置する (C)

(3) その他

- アコウは、御神木とされていることから、根も葉も切ることが出来ない管理の難しさに関わる議論が出された (A)
- あえて清掃活動を行わないことで、アコウの管理の難しさを発信することもできるという意見が出された (C)
- アコウの定期管理については、専門家に任せるべきだという意見で一致した。
- 観光客に、アコウをどうしたらいいか意見を書いてもらうノートや、募金箱を設置してはどうか、という意見が出た (C)
- 観光客にお土産を買ってもらい、そのうちの数%を保全管理費にまわす取り組みをしてはどうか、という意見が出た (C)
- アコウをこれからどうしていくかについては、「守っていくしかない」と答えていたが、やる気に満ち溢れているというよりも他にどうすることもできない、といった印象を受けた。

3 その他

- アコウの印象について聞いた際に地区の代表の方々は、「当たり前にあるものだから特にはない」と答えていたが、住民間で話が進むといくつか出てきた。
- アコウは、アコウ単独にて考えることは難しい。アコウに関しては、奈良尾神社のご神木である以上、奈良尾神社と一体となって考えて頂きたい。
- アコウの保全管理及び活用の検討に際しては、持続的な保全管理及び活用の方向性に関しても議論して頂きたい。

以上

国指定天然記念物「奈良尾のアコウ」の保全管理と活用を考えるワークショップ（第2回）

—第2回「奈良尾のアコウをより良い地域づくりに活かすためには？」— 議事録

大井優嗣（長崎大学）（1班、全体取りまとめ）

岩原怜央（長崎大学）（1班取りまとめ）

安藤弥沙（長崎大学）（2班取りまとめ）

遠藤瑞紀（長崎大学）（3班取りまとめ）

石津優磨（長崎大学）（4班取りまとめ）

渡辺貴史（長崎大学）（全体取りまとめ）

国指定天然記念物「奈良尾のアコウ」の保全管理と活用を考える第2回ワークショップは、2019年10月5日（土）の午後6時30分～午後8時30分にかけて新上五島町役場奈良尾支所3階会議室にて行われた。ワークショップは、第1回のワークショップを受けて、「奈良尾のアコウ」の保全管理費用の確保方法と「奈良尾のアコウ」を活かした商品とイベントについて全体で発話する形式にて進められた。全4班（参加者数：26名）分のワークショップのまとめは、以下の通りである。

記

1 「奈良尾のアコウ」の保全管理費用の確保方法

(1) 保全管理費用の確保方法

保全管理費用の確保方法としては、1) 補助金の申請・獲得、2) 募金、3) ふるさと納税、4) 寄付、5) 事業による調達、6) 町民からの供出、7) 保全管理に要する費用の削減等が挙げられた。

1) 補助金の申請・獲得

- ・拝観料やパンフレット、アナウンスの利用料を頂くなど、アコウの所有者である奈良尾神社内で保全管理費用を確保する。
- ・アコウは国指定のものであるため、国から補助金をもらいボランティアへの時給とする。
- ・国や教育委員会などに補助金の申請を行う。
- ・天然記念物再生基金のようなものに申請してみる。

2) 募金

- ・協力金制度（「五島巡礼手帳」のように）をつくり、各地域で受け付ける。
- ・役場などに募金箱を設置するなど、奈良尾神社外で募金を集める。
- ・募金の度に日用品と交換する制度を作る。
- ・募金をポイント制にする。
- ・募金をしたらガチャガチャ形式で絵葉書が出てくるようにする。
- ・五円玉をご縁となぞらえて募金をお願いする。

3) ふるさと納税

- ・ふるさと応援寄附金を活用する。
- ・ふるさと納税の一部で出してもらう。

4) 寄付

- ・あこう樹の名前を使っている販売者から寄付してもらう
- ・奈良尾地区のお店に協力店となってもらい、売り上げの一部を保全のために寄付してもらう

- ・隣の図書館のトイレを開放し、施設内に募金箱とお土産店などを開設して周知と寄付を募る。
- ・クラウドファンディングや動画サイトでの広告料など、インターネットを利用する。
- ・ツアーを企画し、上五島外の方々にアコウについて知ってもらいつつ寄付をお願いする。

5) 事業による調達

- ・お土産店を営業し、その売り上げを保全費用にする。
- ・既存や新規のお土産品の売り上げから、数%を保全管理費用に充てる。

6) 町民からの供出

- ・奈良尾地区内の各地区に分担して負担してもらう。
- ・現状を説明し、納得して頂いた方から町内会費に上乗せする形で捻出する。

7) 保全管理に要する費用の削減

- ・そもそも保全管理にかかる費用を抑える工夫をする。
- ・あこう樹の健康診断などの専門性の高い事柄を長崎大学に委託することで他の機関に依頼するより費用を抑える。

(2) その他

- ・奈良尾地区のお店に協力店となってもらう話題では、アコウ樹のシール（目印となるもの）を商品に貼り（貼っている商品は少し値段を高く設定する）、その売り上げの一部を寄付してもらうてはどうかという意見が出された。
- ・迷信を広めてアコウへの来訪者を集めたらよいのではないかという意見が出された。
- ・世界遺産登録申請をして知名度を広げるとよいのではないだろうかという意見が出された。

2 「奈良尾のアコウ」を活かした商品とイベントのあり方

(1) 「奈良尾のアコウ」を活かした新たな商品

「奈良尾のアコウ」を活かした新たな商品としては、1) 染色品、2) 飲食物、3) 葉を活用した商品、4) アコウを図案として用いた商品、5) アコウの映像を用いた商品等が挙げられた。

1) 染色品

- ・アコウの染め物の手ぬぐい、タオル。温泉センターや足湯に置くタオルにして、観光客に手に取ってもらいやすいようにする。
- ・アコウの染物のスカーフ。
- ・アコウで染めた毛糸。
- ・「あこう（赤い）糸」としてあこう染めの糸を商品化する。長崎ランタンフェスティバルでもある二本の赤い糸を一本は月下老人に巻き、一本はお守りとして所持する名物として売り出す。

2) 飲食物

- ・お菓子「アコウの実」(丸い球体上のアコウの実をかたどったお菓子。クッキーなどが考えられる。)
- ・アコウの実を利用したジャム、ケーキ。
- ・あんこを中に入れて上下をあこうの葉ではさんだあこう最中。
- ・あこう饅頭。
- ・塩分を多く含むあこうの葉を漬け込んだ焼酎。
- ・葉を使用したビール。

3) 葉を活用した商品

- ・あこうの香り袋。

- ・葉をすりつぶして丸めて乾燥させ、お香にする。
- ・椿油のような美容品。
- ・樹齢 650 年にあやかって、葉を 650 枚通したレイを商品化する。
- ・葉を押し花のようにした葉。
- ・葉をチップ状にした燻製のチップ材。
- ・落ち葉を使用した肥料。

4) アコウを図案として用いた商品

- ・アコウの柄の日本タオル（手ぬぐい）。
- ・Tシャツ。
- ・記念絵馬。
- ・記念切手。
- ・缶バッジ。
- ・ペットボトル飲料などのラベルにあこうをプリントする。
- ・あこうのミニチュアの置物を作る。

5) アコウの映像を用いた商品

- ・絵葉書を作る。
- ・奈良尾のイメージビデオ。インターネット上で公開する。
- ・奈良尾の写真集。

6) その他

- ・ガチャガチャ。

(2) 「奈良尾のアコウ」に係る既存商品の改善策

「奈良尾のアコウ」に係る既存商品の改善策としては、1) 商品の改善に加えて、2) 宣伝・販売方法の改善も挙げられた。

1) 商品の改善

- ・抹茶味や長濱ねる氏の好きな味などの、あこう守クッキーの味のバリエーションを増やす。
- ・あこう守パッケージを改良する
- ・あこう守クッキーのデザインをもっとクッキリさせる
- ・現在行われている日曜市や五島うどんの商品名などに「あこう」を入れて、いたるところにあこうを拡散する。

2) 宣伝・販売方法の改善

- ・「あこう守クッキー」や「あこう守」の知名度を上げるため、販路の拡大を行う。製造元が現状一社ずつなので、製造力確保が先ではないかと考えられる。また、お守りに関してはお宮でしか売れないと思われる。
- ・長濱ねる氏に SNS で宣伝してもらう。
- ・あこう守クッキーが奈良尾港ターミナルの売店でしか買うことができないという希少性を周知拡散し、名物化する。
- ・「あ、幸!」といったような語呂合わせ商品やキャッチフレーズを考案し、島内外の五島に関わる多くの場で拡散する。

(3) 「奈良尾のアコウ」を活かしたイベント

- ・「ねるちゃんと握手会」などの長濱ねる氏とのコラボレーション企画。
- ・アコウの木の下をレンタルスペースにしたピクニック。
- ・「木をくぐれる」ことを活かしたイベント。「息を止めたまま樹の下をくぐる事が出来たら長生きする」という噂も利用できるのではないかと考えられる。
- ・誰が一番早く染められるかを競う染め物大会。
- ・三郎や乙姫の逸話のようにハートストーン巡りの企画。
- ・アコウ樹の前で記念撮影をできるようにする
- ・定期的なライトアップを告知し、インスタ映えするフォトスポットを求める若者の集客を狙う。
- ・アコウ樹で何かのギネス記録に挑戦をする企画。
- ・観光客も参加できる写真撮影大会。
- ・小中学生を対象としたアコウ樹のスケッチ大会とその展示会
- ・町内各地から店や人を呼ぶアコウ樹まつり。
- ・アコウ樹に関するクイズ大会。

(4) その他

- ・長濱ねる氏が引退してしまったため、長濱ねる氏に頼らない宣伝方法も模索する必要がある。
- ・長濱ねる氏の協力は、所属事務所からの許可が下りないのではないと思われる。
- ・商品開発等の活動を行うに際しては、まず資金を調達しなければならない。
- ・奈良尾港にアコウ樹の模型を置き、観光客に存在をアピールすることができるのではないだろうかと考えられる。

3 その他（上記以外の当日の参加者のご意見・学生の意見・感想等）

- ・全体的に、ワークショップに参加された住民の方々は、「樹の下をくぐれる」「地域外の人でも暖かく接する」「海がきれい」「温泉がある」などの、奈良尾ならではの特筆すべき点を活かしたアイデアが少なかったように感じられた。
- ・奈良尾の方々は、自分たちの中でお金を集めようという発想が強いように感じられた。
- ・「自分たちのアコウは自分たちで守る」という潜在的な意識が垣間見られた。
- ・アコウの保全管理費用については、一部の住民からは「なぜ田中地区の住民だけがお金を出さなければならないのか」と寄付に反対意見が出ていることが住民の話で分かった。田中地区以外の住民も、「田中地区だけに押し付けてはいけない」と考える人がいた。
- ・アコウを活かした商品やイベントの企画では、「(商品や企画を考えるのが) 楽しい」と話す住民が多く、意見交換もスムーズで明るい雰囲気だった。
- ・ハートストーン之三郎と乙姫についての逸話があるとのことである。
- ・あこう関連商品の販売ページが載っている QR コードを掲載した資料を五島に来てくれた人たちに配布するとよい
- ・インターネットを駆使して、これからのアコウの保全管理に取り組むべきである。
- ・アコウのところに来る観光客の滞在時間が短いので、観光ルートの滞在時間を長くすることが必要である。

以上

2 関係法令

① 文化財保護法（抜粋）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第一百六十五条、第一百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重

要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九条、第十條、第十二條、第二十二條、第三十一条第一項第四号、第五十三條第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史

跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を

受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその

指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧につ

いて必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一

項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、

史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第二百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活

用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

第十二章 補則

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うことができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第二百十条、第二百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命

令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第百二十五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第百三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、

文化庁長官に対してするものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理する事務）

第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。

3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

② 文化財保護法施行令（抜粋）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は

は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項

第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この状において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域

を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

③特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

令和2年（2020）3月発行

国指定天然記念物「奈良尾のアカウ」

保存活用計画書

発行・編集 〒857-4512
長崎県南松浦郡新上五島町榎津郷 491
新上五島町教育委員会

印刷 〒857-4512
長崎県南松浦郡新上五島町榎津郷 496-5
米屋印刷所
